

# 国史跡鈴木遺跡保存活用計画 素案



令和4年8月  
小平市教育委員会

# 例 言

- 1 本書は、東京都小平市に所在する「国指定史跡鈴木遺跡」の保存活用計画書（以下「本計画」）です。
- 2 保存活用計画策定事業は、小平市教育委員会が史跡等保存活用計画等策定費国庫補助金の交付を受け、令和3（2021）年度から令和4（2022）年度の2か年で実施しました。
- 3 本計画は、小平市教育委員会が令和3（2021）年度に設置した「国史跡鈴木遺跡保存活用計画検討委員会」における2か年の協議によってまとめられ、策定しました。
- 4 本計画策定に当たり、文化庁文化財第二課、東京都教育庁地域教育支援部管理課の指導及び助言を受けました。
- 5 計画の執筆・編集並びに事業に係る事務は、小平市教育委員会の補助執行として、市長部局の小平市地域振興部文化スポーツ課文化財担当で実施しました。
- 6 元号と西暦紀元は引用など一部を除き、令和4（2022）年のように表記します。

# 目次

第1章 計画策定の沿革・目的	1
第1節 計画策定の沿革	1
第2節 計画の目的	1
第3節 委員会の設置・経緯	1
第4節 小平市の他計画との関係	5
第5節 計画の対象範囲・期間	8
第2章 鈴木遺跡の概要	9
第1節 指定に至る経緯	9
第2節 指定の状況	10
第3節 自然的環境	16
第4節 社会的環境	19
第5節 歴史的環境	21
第3章 鈴木遺跡の本質的価値	29
第1節 これまでの調査成果	29
第2節 鈴木遺跡の本質的価値	40
第3節 鈴木遺跡を構成する諸要素	42
第4章 鈴木遺跡の現状と課題	44
第1節 保存管理の現状と課題	44
第2節 調査研究の現状と課題	50
第3節 活用の現状と課題	51
第4節 整備の現状と課題	53
第5節 運営・体制の整備に関する現状と課題	54
第5章 大綱・基本方針	55
第1節 大綱	55
第2節 基本方針	55
第6章 保存	57
第1節 保存の方向性	57
第2節 保存の方法	57
第3節 現状変更等の取扱方針及び基準	60
第4節 追加指定・公有化について	63

第7章 調査研究	64
第1節 調査研究の方向性	64
第2節 調査研究の方法	64
第8章 活用	65
第1節 活用の方向性	65
第2節 活用の方法	65
第9章 整備	68
第1節 整備の方向性	68
第2節 整備の方法	72
第10章 運営・体制の整備	76
第1節 運営・体制の整備の方向性	76
第2節 運営・体制の整備の方法	76

# 第1章 計画策定の沿革・目的

## 第1節 計画策定の沿革

鈴木遺跡は、昭和49年に鈴木小学校の建設時にその存在が確認され、発掘調査の結果、日本を代表する旧石器時代遺跡であることが判明しました。

市では、平成25年度から鈴木遺跡の国史跡化を目指す取組を推進し、令和3年3月26日の官報告示によって国史跡に指定されました。

史跡指定された鈴木遺跡を適切に保存し、確実に後世に継承するとともにその活用を図るため、鈴木遺跡の管理運用基準となる「国史跡鈴木遺跡保存活用計画」を策定します。

## 第2節 計画の目的

本計画は、文化財保護法第129条の2に規定される「史跡名勝天然記念物保存活用計画」に相当するもので、国史跡「鈴木遺跡」の保存・管理・整備・活用に関する基本的な考え方を示し、鈴木遺跡を管理・運用する上での指針とします。

## 第3節 委員会の設置・経緯

### 1 委員会の設置

本計画の策定に当たり、有識者及び公募市民からなる「鈴木遺跡保存活用計画策定検討委員会（以下、「委員会」）」を設置しました。

委員会では協議を重ね、様々な意見を受けるとともに、文化庁文化財部文化財第二課及び東京都教育庁地域教育支援部管理課・生涯学習課から指導・助言を得ました。



第1回委員会



第1回委員会 現地視察

小平市国史跡鈴木遺跡保存活用計画検討委員会設置要綱

令和3年6月14日制定

(設置)

第1条 小平市における国史跡鈴木遺跡の保存、管理、整備及び活用に関する国史跡鈴木遺跡保存活用計画（以下「計画」という。）の策定について検討を行うため、小平市国史跡鈴木遺跡保存活用計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、識見を有する者及び市民のうち、小平市教育委員会教育長が依頼する委員10人以内をもって構成する。

2 委員のうち4人以内は、公募により選任する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な会議の運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、委員会の議により非公開とすることができる。

2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて検討事項に関係がある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(設置期間)

第8条 委員会の設置期間は、設置の日から計画が策定される日までとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、地域振興部文化スポーツ課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、令和3年6月14日から施行する。

【表1】委員名簿

## 委員

氏名	位置付け・所属
新 正	公募市民
井口 修	鈴木小学校校長（令和3年6月～令和4年3月）
石田 信隆	公募市民
磯貝 京子	学識経験者（小平市文化財保護審議会副会長）
小柳 知代	学識経験者（東京学藝大学）（令和3年6月～12月）
佐藤 宏之	学識経験者（東京大学）・委員長
鈴木 庸夫	小平商工会会長
竹内 誠一郎	小平郷土研究会会長
常盤 順子	公募市民
橋口 豊	学識経験者（横浜市歴史博物館）（令和3年12月～）
細萱 希彦	鈴木小学校校長（令和4年4月～）
吉田 昌子	公募市民・副委員長

## オブザーバー

氏名	所属・役職等
渋谷 啓一	文化庁文化財部文化財第二課
鈴木 徳子	東京都教育庁地域教育支援部管理課課長代理
山田 和史	東京都教育庁地域教育支援部管理課主事（令和3年6月～令和4年3月）
野口 舞	東京都教育庁地域教育支援部管理課主事（令和4年4月～）

## 事務局

氏名	所属・役職等
篠宮 智己	小平市地域振興部 文化スポーツ担当部長（令和3年6月～令和4年3月）
川上 吉晴	小平市地域振興部 文化スポーツ担当部長（令和4年4月～）
島田 秀幸	小平市地域振興部 文化スポーツ課長（令和3年6月～令和4年3月）
田野倉 勇	小平市地域振興部 文化スポーツ課長（令和4年4月～）
小川 望	小平市地域振興部 文化スポーツ課長補佐
高田 賢治	小平市地域振興部 文化スポーツ課主任

## 2 計画策定の経過

- (1) 第1回小平市国史跡鈴木遺跡保存活用計画検討委員会  
日程：令和3(2021)年10月27日(水)  
場所：小平市鈴木遺跡資料館  
内容：鈴木遺跡資料館での委員及び事務局の紹介、委員会の趣旨、保存活用計画の概要説明、及び鈴木遺跡保存管理等用地をはじめとする現地の視察
- (2) 第2回小平市国史跡鈴木遺跡保存活用計画検討委員会  
日程：令和4(2022)年2月9日(水)  
場所：小平市御幸地域センター  
内容：前回委員会要録の確認、委員の交代について、鈴木遺跡の概要と本質的価値、鈴木遺跡の現状と課題
- (3) 第3回小平市国史跡鈴木遺跡保存活用計画検討委員会  
日程：令和4(2022)年5月18日(水)  
場所：小平市役所 501会議室  
内容：「国史跡鈴木遺跡保存活用計画(案)のあらまし」の検討
- (4) 地域懇談会  
日程：令和4(2022)年6月11日  
場所：小平市鈴木地域センター 2階集会室  
内容：鈴木遺跡と保存活用計画の概要説明、質疑応答、意見交換
- (5) 第4回小平市国史跡鈴木遺跡保存活用計画検討委員会  
日程：令和4(2022)年7月20日(水)  
場所：小平市御幸地域センター  
内容：計画素案検討
- (6) パブリックコメントの実施  
実施期間：令和4(2022)年8月26日～9月25日  
実施方法：  
意見提出数：
- (7) 第5回小平市国史跡鈴木遺跡保存活用計画検討委員会  
日程：令和4(2022)年11月  
場所：  
内容：



地域懇談会の様子



## 第4節 小平市の他計画との関係

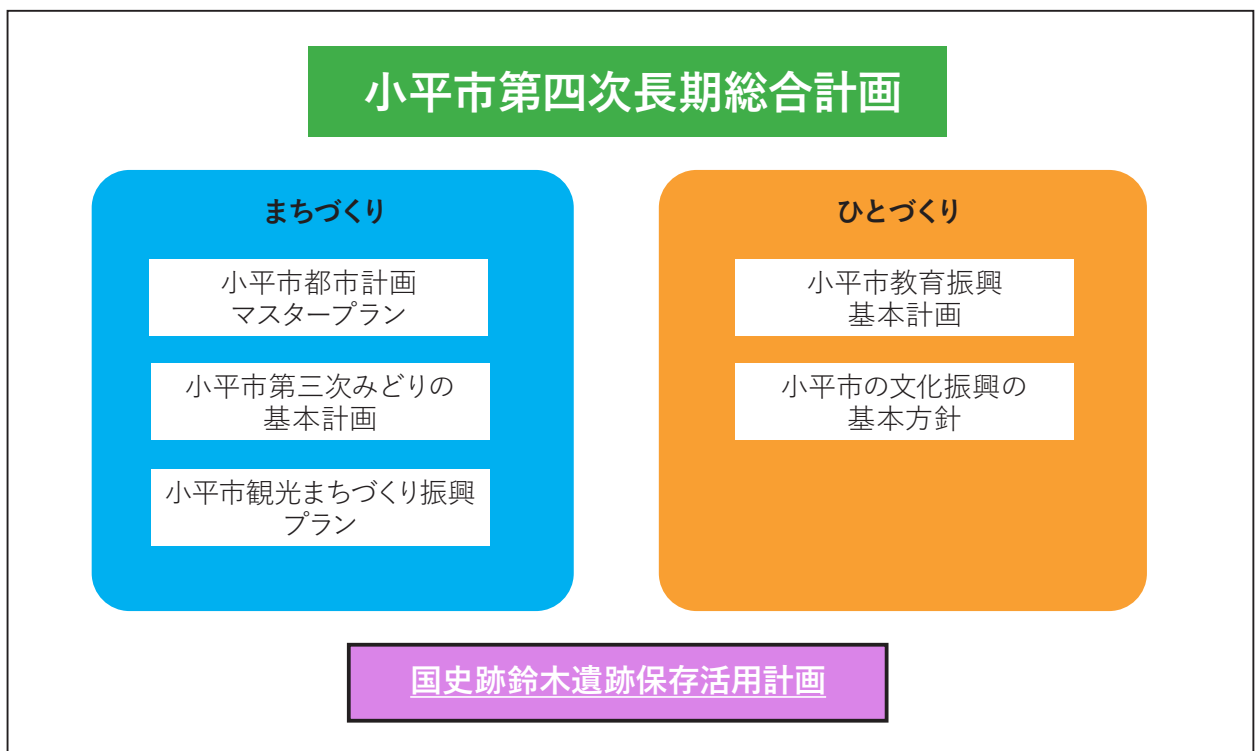
本計画は、小平市に所在する国指定文化財のうち鈴木遺跡を対象として、文化財保護法第129条の2に基づいて保存及び活用の考え方や具体的な取組内容を定めた計画であるため、本市の既存の計画との整合性を図って作成していきます。

本計画と関係する小平市の既存の計画は次の通りです。

計画名	鈴木遺跡との関連事項
小平市第四次長期総合計画 令和3(2021)年度～ 令和14(2032)年度	<p>小平市が策定する計画の最上位に位置するものであり、将来の都市像やまちづくりの基本目標などを示す計画です。</p> <p>第1編 第3章 まちづくりの取組と成果</p> <p>② 第三次長期総合計画のふりかえり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■安心・安全で、いきいきとしたまち(地域・安全・生活・文化)実施した主な施策等</li> <li>●鈴木遺跡の東京都指定史跡化及び国指定史跡化に向けた取組</li> </ul> <p>第2編 第3章 取組の方向性</p> <p>基本目標Ⅰ ひとづくり 一人が育ち、学び、新たな価値を創造するまち—令和14(2032)年のありたい姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●身近なところで郷土の文化芸術に親しむことができ、途切れることなく次世代に継承されるとともに、多様で様々な価値観を持つ人々が集まることで、既存の価値観を変える遊びの精神が融合し、新しい価値が生み出されています。</li> </ul> <p>方針3 まちの誇りを受け継ぎ、発展させる(歴史、文化芸術)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶子どもから大人まで、地域の伝統・芸術・文化・歴史・自然に対する認識を深め、郷土愛を育みます。</li> <li>▶文化財の保存と啓発を進め、確実に後世に継承するとともに、地域振興の資源としての活用を図ります。</li> </ul>
小平市都市計画マスタープラン 平成29(2017)年度～ 令和8(2026)年度	<p>小平市の都市計画に関する基本的な方針を示すもので、今後の都市づくりに関する個別・具体的な都市計画の決定や見直しの際の根拠となるものです。</p> <p>第3部 全体構想と実現に向けた取組</p> <p>第2章 まちづくり目標に基づく戦略</p> <p>まちづくりの目標3 にぎわいを育むまちをつくる</p> <p>人のつながりや交流を育む場の整備</p> <p>市民が住んでいるまちに愛着や誇りを持ち、また市外の人が訪れたい気持ちになる魅力あるまちづくりを進めます。</p> <p>具体的には、都県を越えた来訪者の玄関口として期待する新小平駅周辺に農を身近に感じる空間としての小平都市計画公園(3・3・1 鎌倉公園)整備や鈴木遺跡の国指定史跡化に向けた原っぱ状の広場の整備など、くらしに身近な交流の拠点づくりを進めます。</p> <p>第4部 地域別構想</p> <p>第2章 地域ごとのまちづくりの方針</p> <p>3-3 鉄道駅周辺地区のまちづくりの方針&lt;花小金井駅周辺地区&gt;</p> <p>②花小金井駅周辺地区のまちづくりの方針</p> <p>○幹線道路整備や鉄道立体化により、周辺の道路渋滞は緩和され、花小金井駅を中心とした人や車の広域に渡る道路ネットワークの充実・強化が図られるとともに、公共交通ネットワークの充実・強化を図ることで、花小金井駅周辺地区へのアクセス性が向上します。これにより、小平グリーンロードや都立小金井公園、国指定史跡化をめざす鈴木遺跡などを結ぶネットワークを形成し、人の交流が生まれ、市民のまちに対する誇りの醸成と来訪者にとって魅力的なまちの形成が促進され、地域の活性化が期待できます。</p>

<p>小平市第三次みどりの基本計画 令和3(2021)年度～ 令和12(2030)年度</p>	<p>都市緑地法第4条に基づき小平市が定めた計画で、中長期的な視野に立って、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画です。</p> <p>第4章 みどりのまちづくりに取り組む</p> <p>1 市民の共有の財産として質の高いみどりを守り育てよう(みどりのまちづくりの基本方針)</p> <p>(2) 公園・緑地・用水路等の整備・維持管理(みどりのまちづくり施策) 旧石器時代の代表的な遺跡として 国史跡に指定されている鈴木遺跡については、鈴木遺跡保存管理等用地を遺跡広場として整備することを検討し、市民に親しまれる地域の文化・交流拠点の創出を目指します。</p> <p>&lt;関連取組&gt;</p> <p>○鈴木遺跡の整備促進 鈴木遺跡保存管理等用地の遺跡広場としての整備を検討します。</p> <p>第5章 地域別に取り組む</p> <p>2 地域別のみどりのまちづくりの方針</p> <p>2-3 東地域</p> <p>(1)地域の特性 主なみどりの資源 その他の特徴的なみどり 鈴木遺跡</p> <p>(2)みどりのまちづくりの方針</p> <p>①水と緑のネットワーク形成 ・みどりの骨格である小平グリーンロードとして位置付けられる、狭山・境緑道、玉川上水や鈴木用水沿い等のみどりを保全するとともに、新たなみどりの拠点として、小平都市計画公園(2・2・5 武蔵公園)や鈴木遺跡などとのネットワーク化を図るなど、散策や健康づくりの場等として活用できる快適なみどり空間として利用を促進します。</p> <p>②公園・緑地等の整備と活用 ・旧石器時代の代表的な遺跡として国史跡に指定されている鈴木遺跡については、遺跡包蔵地保存のための鈴木遺跡保存管理等用地を保存区及び遺跡広場として整備することを検討し、市民の誇りとして親しまれる地域の文化・交流拠点の創出を目指します。</p>
<p>改訂版小平市教育振興基本計画 平成30(2018)年度～ 令和4(2022)年度</p> <p>※第2次小平市教育振興基本計画 令和5(2023)年度～ 令和14(2032)年度 を策定中です。</p>	<p>教育基本法に基づく地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31(1956)年法律第162号)に基づく「小平市教育大綱」に位置付けられている。</p> <p>第4章 施策の展開</p> <p>(14) 郷土愛と後継者の育成</p> <p>【施策の方向性】</p> <p>◇地域の伝統・芸術・文化・歴史・自然に対する認識と、これらを貴重な財産として保存し、次世代に引き継ぐ意識を高めることによって、郷土愛を育みます。</p> <p>◇地域の文化・歴史・自然等の財産を引き継ぐために不可欠な後継者を育成します。</p> <p>◇小平市の文化振興の基本方針に基づき、東京2020大会を契機とする文化振興を進めます。</p> <p>【主な施策】</p> <p>◆文化財の保存と啓発の推進 市内に残る鈴木遺跡や玉川上水などの保存を図るとともに、広く内外に紹介し、市民の郷土に対する認識を高めます。鈴木遺跡については、引き続き資料館の適切な管理・運営と、景観を含めた保存・活用や、市ホームページなどによる情報発信を積極的に行います。</p> <p>◆鈴木遺跡の国指定史跡化 重点プロジェクト わが国の後期旧石器時代の遺跡として広く知られる鈴木遺跡を国指定史跡とする事業を推進します。また、次の世代に引き継いでいくためのより効果的な保存、活用を図るとともに、市民をはじめ国内外の多くの方々に遺跡の意味や価値を正しく理解し、関心をもっていただけるよう、情報発信を行います。</p>

<p>小平市の文化振興の基本方針 平成 28 (2016) 年度～ 令和 4 (2022) 年度</p> <p>※小平市文化スポーツ推進計画 令和 5 (2023) 年度～ 令和 14 (2032) 年度 を策定中です。</p>	<p>小平市の文化振興の総合的な推進を図るために策定された基本方針です。東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会終了後の、文化やスポーツを取り巻く環境と、市民の意識を捉えたうえで、基本方針に掲げている事業の取組の効果を検証し、今後の施策に反映するため、対象期間を令和 4 年度まで2年間延伸しました。</p> <p>第2章 小平市の文化の現状 3 小平市の文化資源 【文化財】 鈴木遺跡（都指定史跡） 【公共施設】 鈴木遺跡資料館</p> <p>第4章 文化振興施策の視点と取組 2 地域の歴史・伝承の継承、さまざまな文化資源の活用 (1) 歴史的な文化資源の継承と魅力 貴重な歴史的な文化資源を後世に受け継いでいくことは、現代を生きる私たちにとって重要な役割です。 日本における旧石器時代の代表的な遺跡として、東京都指定史跡となっている鈴木遺跡については、より効果的な保護と周知活用を図るため、文化庁や東京都教育委員会等と協議・調整を図り、国指定史跡化の取組を推進していきます。</p>
<p>小平市観光まちづくり振興プラン 平成 26 (2014) 年度～ 令和 5 (2023) 年度</p>	<p>小平市の地域活性化のために、これまでの実績をふまえて、目指すべき観光のまちのイメージを明確にし、その実現に向けた方策を示すものです。</p> <p>第3章 小平市の観光アクションプラン 50 2. アクションプラン 50 と重点施策 目標 5：文化・交流につながる地域資源を活用する プラン 36 各施設の包括的な広報 小平ふるさと村、平櫛田中彫刻美術館、鈴木遺跡資料館、ふれあい下水道館の特徴を際立たせた広報をし、さらに各施設を包括的に広報することで、魅力アップにつなげます。</p>



【図1】小平市における計画の位置づけ

## 第5節 計画の対象範囲・期間

### 1 計画の対象範囲 (P.59 図 24 参照)

国史跡鈴木遺跡保存活用計画の対象範囲は、原則として史跡指定地内としますが、指定地外において遺構の保護を検討する必要がある場所や、地形の観察など鈴木遺跡の保存・活用にあたり必要な場所があることを踏まえて、「①史跡指定範囲 (A-1 区、A-2 区)」、「②今後保護を目指す範囲 (B 区)」、「①②以外の遺跡範囲 (C 区)」、及びこれに隣接する地域についても、対象範囲として検討を行います。

### 2 計画の期間

本計画の期間は、令和5 (2023) 年度からとし、必要に応じて次期計画の策定を検討します。

## 第2章 鈴木遺跡の概要

### 第1節 指定に至る経緯

鈴木遺跡は、市内の鈴木町一丁目、回田町、御幸町にまたがって分布する東京都内最大級の旧石器時代遺跡で、昭和49年の鈴木小学校の校舎建築・建設工事の際に、その存在が確認されました。その後の発掘調査で、合計約12万点もの旧石器が出土し、平成24年度には、その範囲の一部が東京都史跡に指定されました。平成25年度から国史跡指定化を目指す事業に着手し、指定を受けるために必要とする鈴木遺跡が国史跡に値する学術的価値を有していることを示す説明資料の作成と史跡指定できる土地の確保に取り組みました。

また、これまで鈴木遺跡で行われてきた発掘調査報告を7年かけて再整理し、新たな知見も加えてまとめ、令和2年3月に鈴木遺跡発掘調査総括報告書を刊行しました。この報告書の刊行後は、令和2年4月から6月にかけて史跡指定を目指す範囲内の土地所有者に対し、史跡指定への同意の取付けを行い、同意が得られた土地と市保有地の該当範囲のリスト化を行いました。そして、令和2年7月には、先に刊行した総括報告書と史跡指定への土地所有者同意書などを添付し、文化庁に鈴木遺跡国史跡指定のための意見具申書を提出しました。

具申を受けた文化庁は、令和2年10月の文化審議会へ国史跡指定に関する諮問を行い、審議の結果、翌11月20日には文化審議会から、鈴木遺跡を新たに国史跡に指定するのが妥当との答申が出されました。この答申を受けた文化庁は、令和3年3月26日付官報で、鈴木遺跡の国史跡指定について正式に告示しました。

【表2】史跡指定までの経過

年	月日	事項
昭和42(1967)年	8月	「回田遺跡」が発見される。
昭和49(1974)年	7月	鈴木小学校建設に伴う調査で、旧石器時代遺跡として存在が確認される。以後、開発に伴う発掘調査が続く。
昭和58(1983)年	3月31日	小平市史跡第2号に指定
平成24(2012)年	3月21日	鈴木小学校隣接保存区と資料館敷地が都指定史跡に指定
平成25(2013)年	4月	鈴木遺跡を国指定史跡化事業に着手 「鈴木遺跡発掘調査総括報告書」の編纂に着手
平成29(2017)年	3月9日	保存管理等用地と鈴木町1丁目390番地保存区が都指定史跡に追加指定
令和2(2020)年	3月31日	「鈴木遺跡発掘調査総括報告書」を刊行
	4月～6月	史跡指定を目指す範囲の土地所有者に対し、国史跡指定への同意取付けを行う。
	7月	鈴木遺跡の国史跡指定に係る意見具申書を提出
	11月20日	文化審議会の答申
令和3(2021)年	3月26日	鈴木遺跡が国史跡に指定される。
	6月21日	国史跡鈴木遺跡の管理団体に小平市が指定される。

## 第2節 指定の状況

### 1 指定告示

鈴木遺跡に関する指定の告示は、次のとおりです。

なお、告示原文の和暦表示に、西暦年を括弧内に加筆し、漢数字を算用数字にして表記しました。

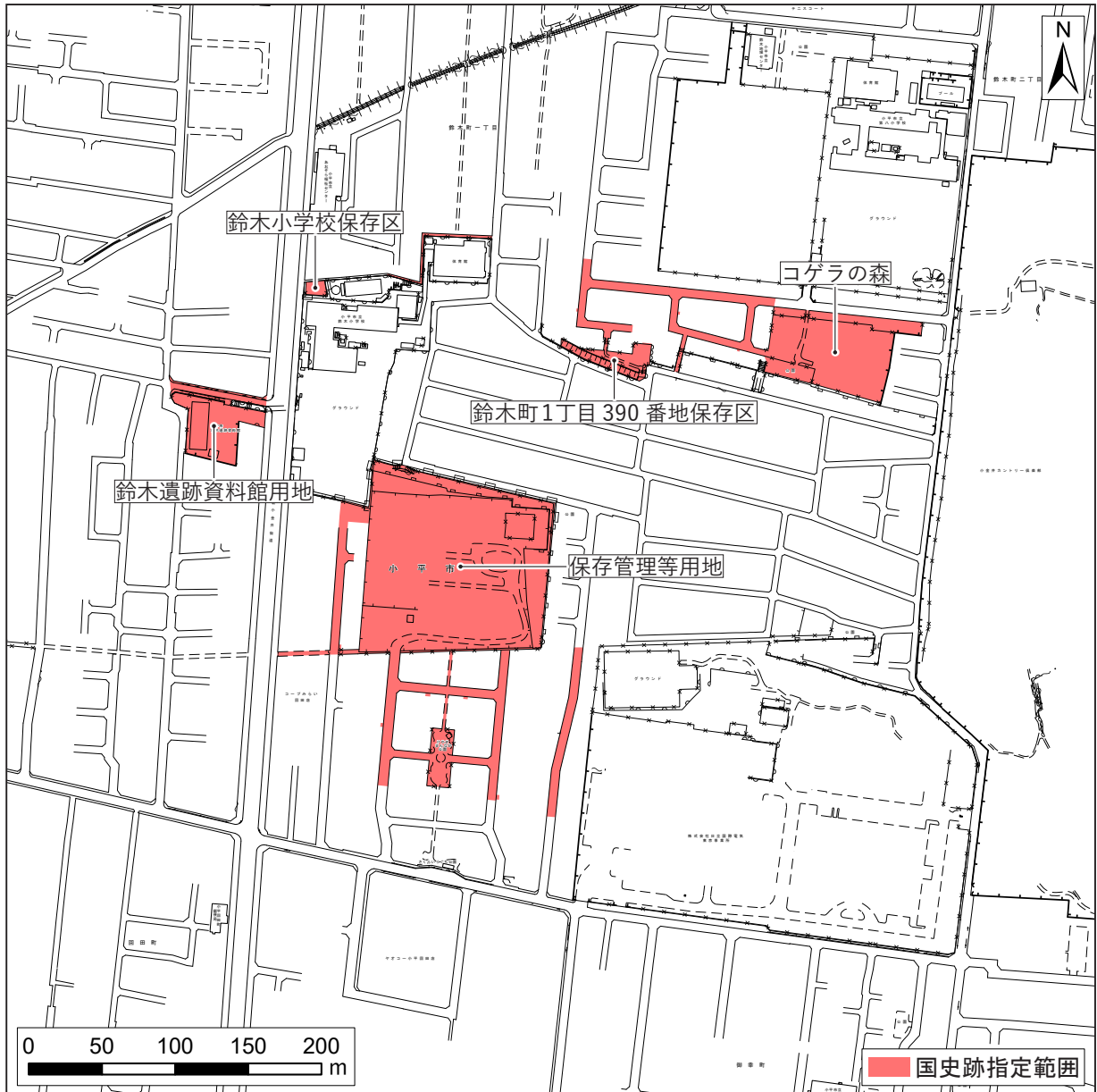
○文部科学省告示第44号

文化財保護法（昭和25（1950）年法律第214号）第109条第1項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和3（2021）年3月26日

文部科学大臣 萩生田 光一

名称	所在地	地域
鈴木遺跡	東京都小平市鈴木町1丁目	359番1、359番20、359番44、359番45、359番47、359番49、383番10、384番1、384番6、384番11、385番1、385番2、385番5、385番32、390番6のうち実測394.16平方メートル、390番12、390番13、390番23、450番3、450番8、450番9、486番6、486番8、487番1、487番2、487番3、487番6、487番7、487番8、487番9、487番10、487番11、487番14
	同 回田町	269番3、305番9、305番11、326番118のうち実測633.95平方メートル、326番119のうち実測608.12平方メートル、326番120、326番121、326番122、326番127、326番130、326番131、326番141、326番142、331番3、331番4、331番5、331番9、331番15、331番19、333番2、334番2、363番3、368番10、369番3、396番4、396番5、396番6、397番5、397番7、397番8、397番10、398番2、399番5
		備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を東京都文化財担当部局及び小平市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。



【図2】鈴木遺跡国史跡指定範囲図

## 2 指定説明(『月刊文化財』令和3年(2021)2月689号より引用)

鈴木遺跡は、武蔵野台地のほぼ中央を東西に流れる石神井川の最上流部に位置する後期旧石器時代遺跡(約38,000年前～16,000年前)である。遺跡は石神井川のかつての谷頭部、標高約75メートルに立地する。

本遺跡は、昭和49年に小学校建設に伴う発掘調査によって確認されて以降、現在まで83次に及ぶ発掘調査が小平市教育委員会等によって行われている。その結果、遺跡は旧石神井川の水源とその支流を取り巻くように馬蹄形に展開しており、谷奥部を中心に多数の石器集中部が存在することが明らかになった。また、遺跡の範囲は東西約580メートル、南北約620メートルに及び、関東最大級の後期旧石器時代の集落遺跡であることが判明した。こうした本遺跡の性格は、水源に乏しい武蔵野台地中央部において、石神井川源流部という安定して水を確保できる場所に立地することと関わりがあると考えられ、旧石器時代の集落の成立や立地、機能を考える上でも重要である。現在、石神井川の源流そのものは失われているものの、こうした地形が現在でも明瞭に観察できる。これは、厚い表土層を含む土壌堆積が残ることと地形改変を伴う大規模開発を免れてきたことによる。

これまでの発掘調査において、旧石器時代の石器製作跡と考えられる石器集中部が188か所、調理場跡と考えられる礫群が264か所確認されている。また、ナイフ形石器や角錐状石器、槍先形尖頭器等40,000点を超える石器と70,000点を超える礫が出土している。これらは現在までに180か所以上確認されている武蔵野台地の後期旧石器時代遺跡の中でも突出している。また、これらの遺構や遺物は立川ローム層中に連綿と累重する12枚の文化層で確認されたが、これは後期旧石器時代にこの遺跡が繰り返し利用され続けたことを示している。

最下層(立川ローム層X層下部)の第12、11文化層は、日本列島における後期旧石器時代最古段階に位置づけられる。石器群は台形様石器、スクレイパー、彫器、刃部磨製石斧等で構成されるが、中でも刃部磨製石斧は、日本列島の後期旧石器時代前半期を特徴づける石器である。本遺跡からこれが22点出土しており、列島全体で1,000点に満たない現状にあって、突出した出土数である。

後期旧石器時代後半期の第1～8文化層では、石器の石材として黒曜石の保有比率が際立って高いことも特徴的で、例えば第8文化層では石器全体の約97%を占める。蛍光X線分析から長野県小深沢、男女倉、星ヶ塔、麦草峠、静岡県柏峠、神奈川県畑宿、東京都神津島、栃木県高原山など関東地方及びその周辺の産地からもたらされていたことが明らかとなっている。こうした遠隔地を含む関東地方内外の石材を用いた石器が多量に出土していることは、本遺跡が石神井川の源流部にある立地と関係していると考えられ、当時の集団の移動や居住のあり方を考える上で非常に重要である。

このように鈴木遺跡は、関東を代表する後期旧石器時代の大規模集落遺跡であり、日本列島に現生人類が出現して以来、後期旧石器時代全般を通じて拠点集落として機能したことが明らかになった希有な遺跡である。また、後期旧石器時代後半期には遠隔地石材等を用いた石器が多量に出土することから、当時の人々の移動や交流、生業活動や集団関係等を推定することもでき、加えて、現在でも後期旧石器時代の集落が営まれたころの地形を良好に留めるなど、後期旧石器時代集落の成立や立地、機能を考える上でも重要な遺跡である。よって、史跡に指定して保護を図ろうとするものである。



### 3 管理団体

国指定史跡鈴木遺跡を管理すべき地方公共団体として、令和3（2021）年6月21日付で、小平市が指定されました。

なお、告示原文の漢数字は、算用数字にして表記しました。

#### ○文化庁告示第50号

文化財保護法（昭和25（1950）年法律第214号）第113条第1項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和3（2021）年6月21日

文化庁長官 都倉 俊一

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
鈴木遺跡	令和3年文部科学省告示第44号	小平市（東京都）

### 4 土地所有・利用状況（P.11 図2 参照）

鈴木遺跡国史跡指定地の面積は27,582.32㎡で、コゲラの森の大半その他の2,808.00㎡が民有地であるほかは、すべて公有地となっています。

国史跡指定範囲は、鈴木小学校保存区、鈴木遺跡資料館用地、鈴木町1丁目390番地保存区、保存管理等用地が設けられています。これらは現在、鈴木遺跡資料館用地を除くと、掘削等の改変から保護するために設置された保存区としてフェンス等で立ち入りを規制し、遺跡の保存、保護を図っています。

その他は一部の民有地を除くと道路、公園・緑地等の公共の場となっています。

所有区分	小平市（公有地）	民有地	計
鈴木小学校保存区	164.68㎡	—	164.68㎡
鈴木遺跡資料館用地	1,694.26㎡	—	1,694.26㎡
鈴木町1丁目390番地保存区	786.00㎡	—	786.00㎡
保存管理等用地	13,810.85㎡	—	13,810.85㎡
コゲラの森	661.00㎡	2,362.00㎡	3,023.00㎡
その他	7,657.53㎡	446.00㎡	8,103.53㎡
計	24,782.32㎡	2,808.00㎡	27,582.32㎡

## 5 指定範囲における法令の規制等

### (1) 文化財保護法

鈴木遺跡は、文化財保護法第109条により史跡に指定されており、同法第125条により史跡の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を行う場合は、文化庁長官の許可を得る必要があります。また、同法第93条により、指定地一帯は、埋蔵文化財包蔵地となっています。

### (2) 都市計画法

鈴木遺跡の指定範囲は、都市計画法により、住居の環境保護を定めた第一種低層住居専用地域が大部分を占め、鈴木小学校保存区が第一種中高層住居専用地域、鈴木遺跡資料館用地の一部が第二種中高層住居専用地域になっています。このほかに、コゲラの森が都市緑地法上の特別緑地保全地区になっています。これらの地域には下記の制限があります。

#### ア 第一種低層住居地域

住居、店舗兼住宅、一部の公共施設のみが建てられる地域で、用途地域では最も厳しい規制がかけられています。絶対高さは10mまでとなっています。

#### イ 第一種中高層住居専用地域

住居、限られた業務店舗、自動車教習所を除く公共施設を建てられる地域で、絶対高さは25mまでとなっています。

#### ウ 第二種中高層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域よりも、規制が緩和されていますが、絶対高さは25mまでとなっています。

#### エ 特別緑地保全地区

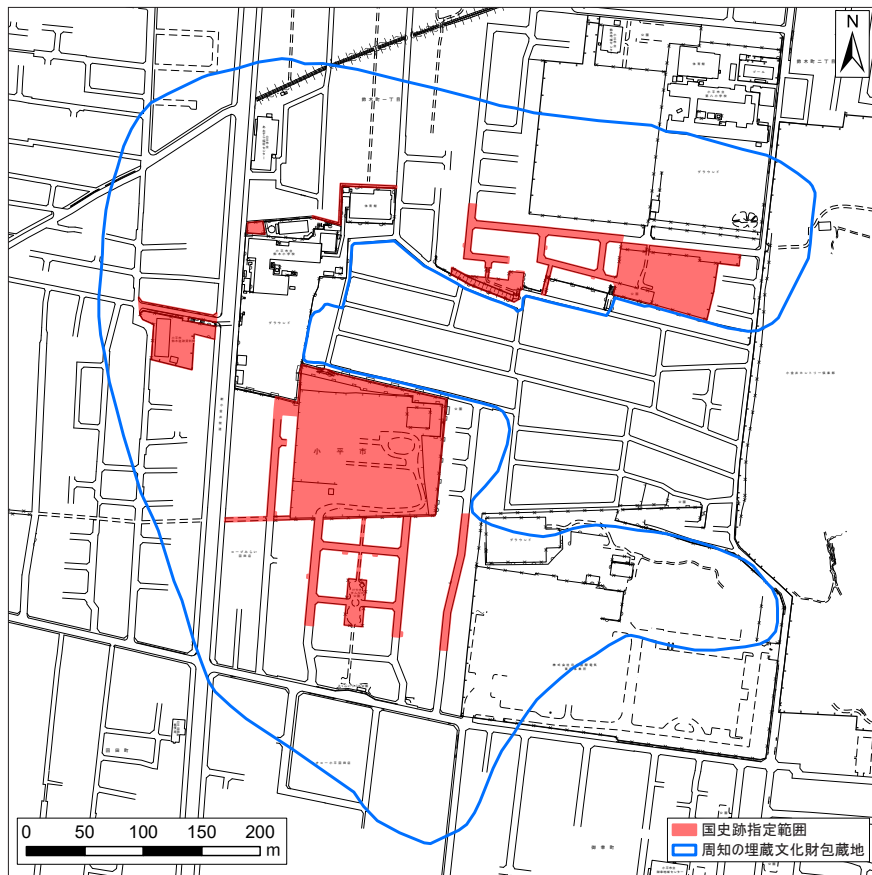
緑地の保全に影響を及ぼす行為について、行為制限があります。

#### オ 都市計画 地区計画（鈴木町一丁目地区）

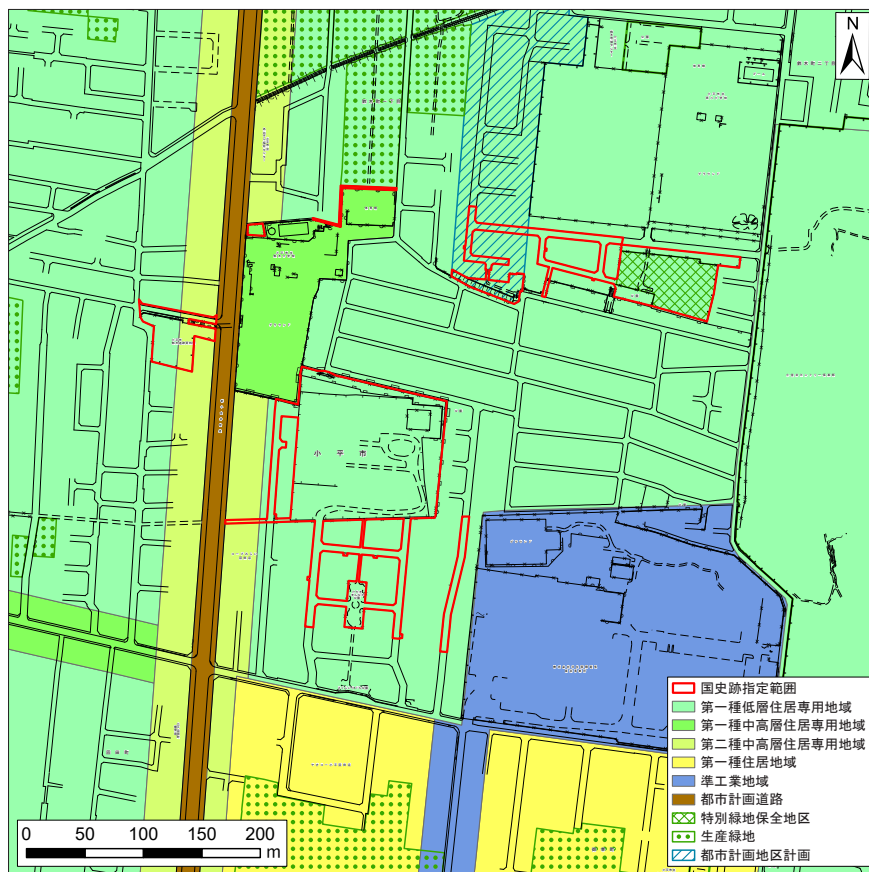
現状の住宅景観を維持する等の建築制限があります。

### (3) 土砂災害防止法

土砂災害による被害を防止・軽減するための周知、警戒避難体制の整備を市が行うもので、鈴木遺跡指定地周辺では、鈴木小南公園の一部が土砂災害警戒区域に接しています。



【図3】鈴木遺跡の周知の埋蔵文化財包蔵地



【図4】鈴木遺跡周辺の用途地域

### 第3節 自然的環境

#### 1 位置

本市は、東京都域の広がりの中でほぼ中央部に位置し、東西9.3 km、南北3.8 km、面積20.51 km<sup>2</sup>を有し、東は西東京市、西は東大和市・立川市、南は小金井市・国分寺市、北は東久留米市・東村山市の7市に接しています。

鈴木遺跡は小平市域の鈴木町・回田町・御幸町にまたがって所在し、遺跡の規模は都内最大です。



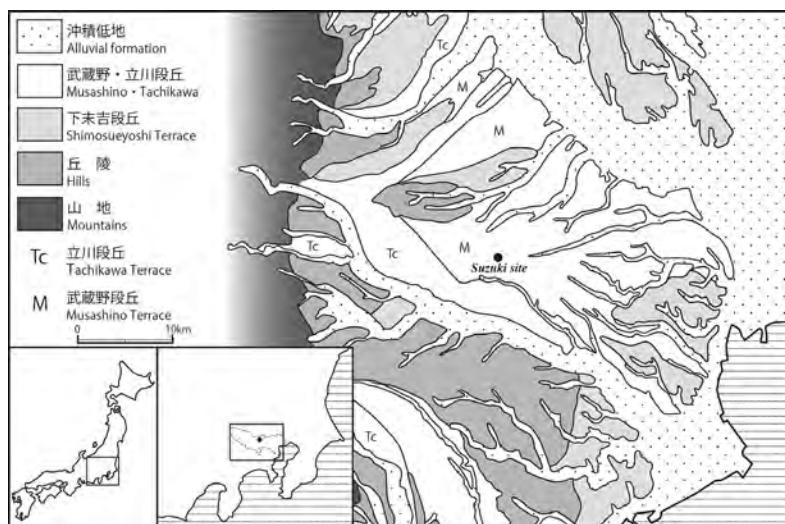
【図5】本市の位置

#### 2 地形・地質

本市は武蔵野台地のほぼ中央、武蔵野段丘面に位置します。武蔵野台地は、関東平野南部に広がる北西を入間川、北東を荒川、南を多摩川に画される長軸約50kmに及ぶ扇状の洪積台地であり、その規模は日本最大です。台地は、そのほとんどが古多摩川の侵食作用により関東山地から運搬されてきた砂礫が堆積して形成されたと考えられています。

台地西部は平坦な台状地が広く連なっていますが、台地東部は台地内に谷頭をもつ樹枝状の開析谷がみられ、開析谷の途中にはときおり湧水が見られます。これらの谷は、古多摩川の流路跡である名残川と考えられています。台地は数段の河岸段丘の集合体で、年代の古い方から大きく下末吉段丘面(13～14万年前)・武蔵段丘面(6～8万年前)・立川段丘面(2～3万年前)の3つに分けられ、各段丘面上には関東ローム層と呼ばれる明褐色から暗褐色の火山灰土が堆積しています。

鈴木遺跡は武蔵野段丘上、荒川水系の源流谷頭に位置し、かつての湧水点を取り囲むように、東側に開口する馬蹄形状に形成されています。この湧水点は現在、本遺跡から1kmにある小金井カントリークラブ内にあると考えられています。



【図6】武蔵野台地の地形区分

### 3 植生

小平市は市街地を中心に形成されていますが、雑木林や屋敷林、農地、用水路などに豊かな植生がみられます。特に江戸時代の新田開発による地割である、街道沿いから屋敷林、短冊形の農地、雑木林が展開する土地利用形態は小平市の緑地空間を構成する大切な要素であり、自然環境の保全のため保護が行われています。

鈴木遺跡指定地内にも、コゲラの森と呼ばれるクヌギを中心とした雑木林があり、特別緑地保全地区として保護されています。また、鈴木遺跡からやや離れていますが、南側を通る玉川上水沿いは、東京都景観条例により玉川上水景観基本軸として保護されるとともに水と緑の散歩道として活用が図られています。



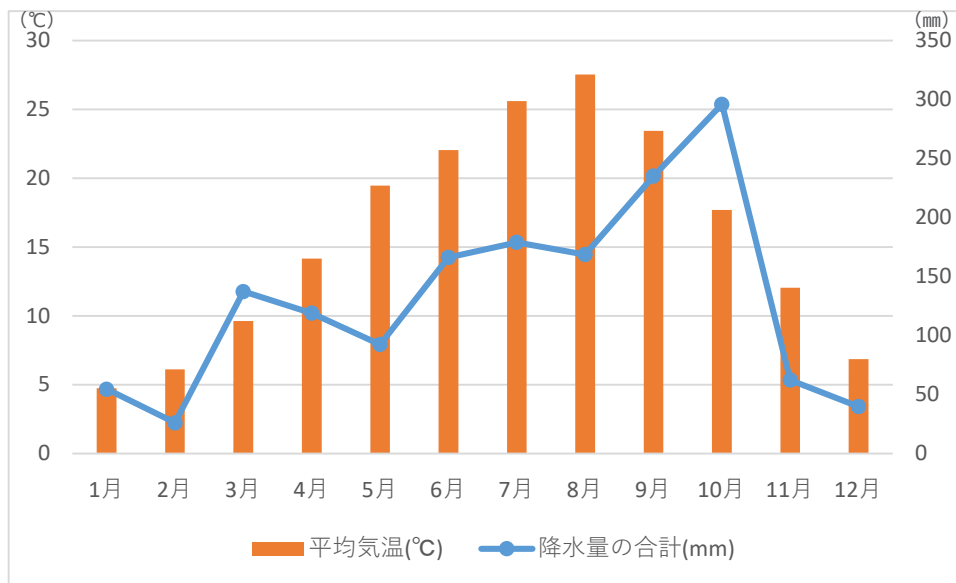
【図7】小平市の植生（自然環境調査 WEB-GIS (1/25000、2009年) を利用)

#### 4 気候

小平市内では長期にわたる気象観測は行われていないため、鈴木遺跡から南南西に直線距離で、約4 kmに所在する府中観測所（府中市幸町）の観測データを利用しました。観測データは、2015年1月～2020年12月までの期間を用い、月ごとの平均で表記しました。

年平均気温は15.8℃で、月平均最高気温は8月の27.5℃、月平均最低気温は1月の4.7℃です。年間の降水量は1576.9 mmで、最大降水量は10月の296.1 mm、最小降水量は2月の26.1 mmです。

【グラフ1】年間気温と降水量（令和2（2020）年度までの過去5年間の平均）

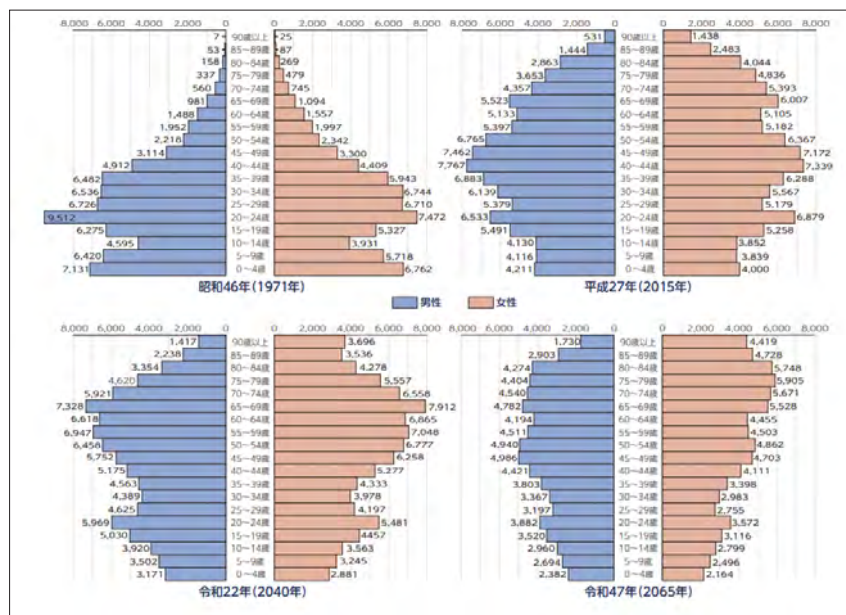


## 第4節 社会的環境

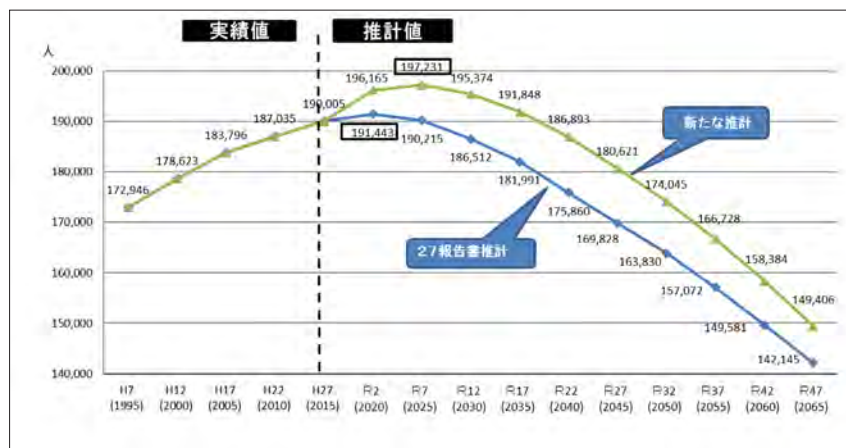
### 1 人口

本市の人口は、令和4（2022）年時点で人口195,760人、世帯数95,032世帯となっています。総人口は、現在まで緩やかに増加していますが、生産年齢人口は平成7（1995）年をピークに減少に転じています。また、年少人口に大きな変化はなく一定の人口を維持していますが、老年人口は増加を続けており、生産年齢人口の減少と併せて、高齢化率が上昇しています。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、今後もこの傾向が続くと予測しています。

【グラフ2】小平市の人口構成の変化（小平市ホームページより）



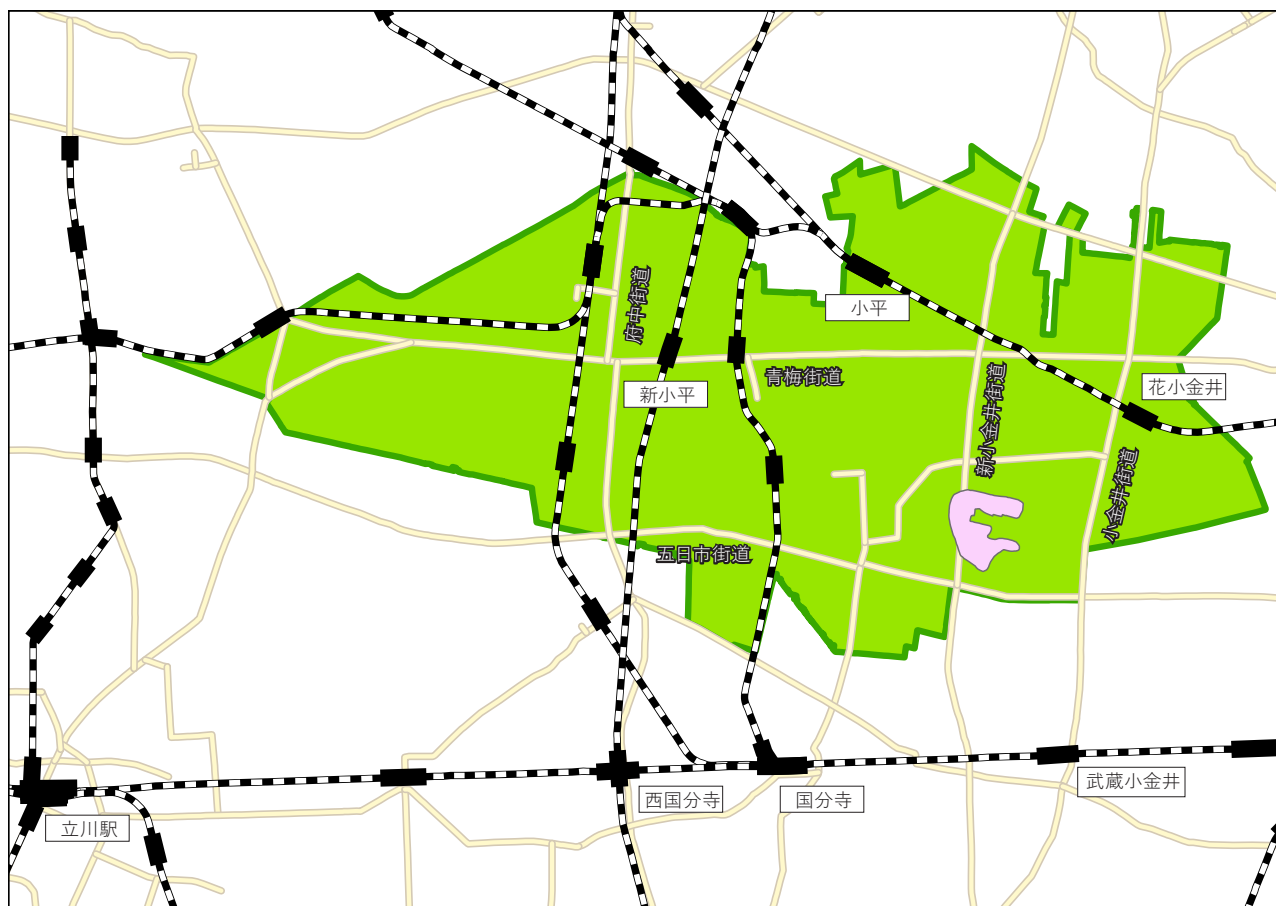
【グラフ3】将来の総人口の将来的見通し（『小平市人口推計報告書補足版（令和元年8月）』より）



## 2 交通

本市の主要道路網は青梅街道が市の中央部を東西に貫き、これに平行して南に五日市街道、北に東京街道、新青梅街道が通り、さらに南北方向には小金井街道、新小金井街道、府中街道の3路線が通っています。

鈴木遺跡指定地内にある鈴木遺跡資料館には駐車場が備えられてはいるものの、公共交通機関としての最寄り駅の西武新宿線花小金井駅、西武多摩湖線一橋学園駅からは、徒歩で30分以上を要します。徒歩数分圏内にバス停留所が3か所ありますが、東を通る新小金井街道にある至近の停留所は朝晩のみのバス停で、来館には利用できません。コミュニティバスの停留所からもやや離れています。



【図8】小平市周辺の交通図



## 第5節 歴史的環境

### 1 はじめに

小平市域内の遺跡は、鈴木遺跡のほかに八小遺跡、花小金井南遺跡、小川町一丁目遺跡の計3か所がありますが、合計しても4遺跡で、これは周辺市町村と比較するときわめてわずかで、小平市域において遺跡は例外的な存在といえます。その理由として、市域内に自然河川が無い点があげられます。市域は扇状地形により形成された台地上であり、上流からの水流が地下の礫層中を流れることから表面は水に乏しく、人間の生活に適さなかったのです。

小平市域で本格的な人間の定着が始まったのは、江戸時代前期の17世紀半ばに徳川幕府により武蔵野台地上を貫くように玉川上水が開削され、台地上の小平市域にも水が流れてくるようになってからになります。記録を見る限り、それまで小平市域には集落は存在しなかったのです。

しかし、そうした市域の状況において、市内遺跡のうち鈴木遺跡は旧石神井川源流域の谷頭部に、八小遺跡・花小金井南遺跡はそのすぐ下流の旧石神井川北岸部に立地しているように、大半の遺跡は旧石神井川流域に存在しています。このことから、基本的に市内の遺跡はかつて存在した石神井川の水資源が成立させたものであるといえます。

### 2 後期旧石器時代

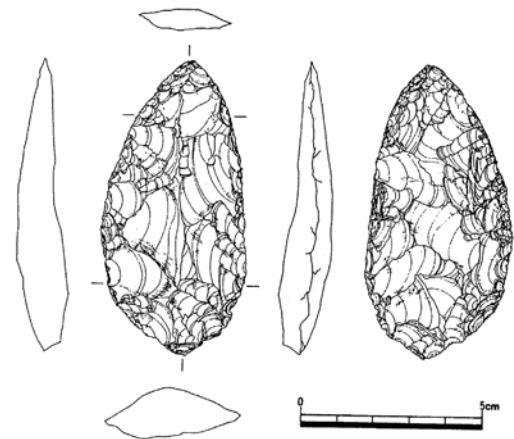
小平市域の後期旧石器時代遺跡は、本計画の対象とする鈴木遺跡のほかに小川町一丁目遺跡と花小金井南遺跡があります。

小川町一丁目(旧称 小川三番)遺跡は市域の西側、小川町1丁目で昭和30年代後半に市内で最も早く偶然発見された1点の木葉形の尖頭器によって、昭和49年度版東京都遺跡地図に登載された地点遺跡(大場ほか1966)ですが、その後この周辺でその他の遺構、遺物等の出土は報告されていません。

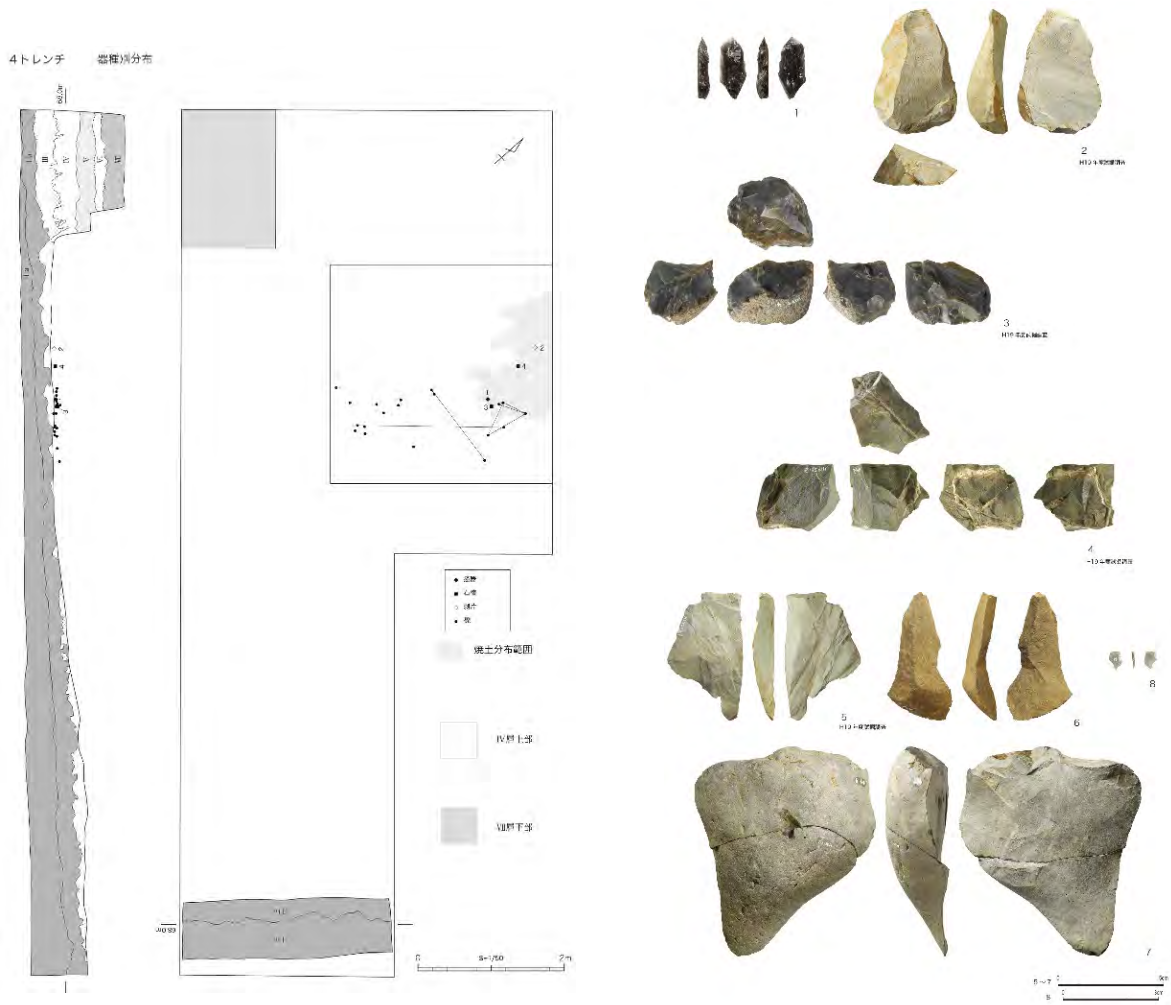
花小金井南遺跡は、鈴木遺跡がその源流部に立地する石神井川の下流左岸、石神井川に向かう傾斜の変換点付近に所在します。平成19年、集合住宅の建設に先立つ試掘調査によって発見され、東京都遺跡地図に登載されて周知されましたが、平成27年にその全域を対象とした本調査によって滅失してしまいました。

出土石器は全部で8点発見され、その内訳は1点の黒曜石製ナイフ形石器、1点の頁岩製搔器、1点の珪岩製石核、1点の頁岩製石核、4点の剥片(黒曜石、凝灰岩、安山岩、頁岩各1点)であり、いずれもIV層上部より出土しています。礫は29点出土し、内20点が礫群を構成しています。

8点の石器はいずれも礫群の周辺からまとまって出土し、極めて短期間営まれた小規模な遺跡であったことがうかがわれます。



【図9】小川町一丁目遺跡の出土石器



【図10】花小金井南遺跡の調査トレンチと出土石器

### 3 縄文時代

縄文時代の所産と考えられる石器は、石鏃をはじめとして小平市域の各地で採集されていますが、これを除くと縄文土器片等の採集の記録はなく、縄文時代の遺物や遺構の大部分は鈴木遺跡の範囲内での発掘調査に伴って発見されたものです。

後期旧石器時代末期になると、それまでこの周辺での人間活動を支えてきた石神井川の水源が、流路短縮により東方の下流方向に遷移したと見られるため、縄文時代草創期以降は住居址が確認されず、集落が形成されることはありませんでした。

しかし、数多くの陥穴が鈴木小学校地点(表5集 No.8)の各地点で発見されたことを皮切りに、住宅・都市整備公団地点(表5集 No.10)で遺跡の北限付近でも発見されるなど、石神井川谷頭部北西側の緩やかな斜面を中心に陥穴が確認されており、その数は40基以上に及びます。その多くは、覆土の特徴や類例から縄文時代の草創期～早期に属すると考えられる、断面形態がV字状の、いわゆるTピットと呼ばれるタイプのものでした。また、一基ずつ点在するものと、長軸を揃えて数基直線上に連続して配置されるものがありますが、少なくとも後者は間に柵等を設け



鈴木小学校陥穴出土状況

て、一方から獲物を追い込む猟法に用いられたものと考えられます。

これら狩猟用の施設である陥穴の存在は、生活の場から一定以上離れていることを示唆するものであり、遺跡周辺が狩猟の場として利用されていたと考えられます。

さらに1例ではありますが、小炉穴が小平第八小学校西の旧三共グラウンド南側擁壁地点(表5集 No.38)の斜面で発見されています。付近から土器等の遺物は見つかりませんが、類例から早期の資料と推定されます。本来住居を近くに伴うとされますが、付近に同時期と考えられる陥穴が設けられていることから、狩猟に伴う何らかの一時的な火熱の利用を物語るものとも考えられ、当時の生活の一端を伝える資料として注目されます。

縄文時代の所産としての土器は、鈴木遺跡の発掘調査の初期段階で、鈴木小学校校庭から残存率の高い、小形の中期加曽利E式土器が一点発見されています。底部下半が失われていますが、出土状況から見て、意識的に打ち欠かれたものと思われ(表5集 No.8)。

石神井川谷頭部の南東に位置する安田電研地点では、単節縄文ないし無文の土器片110点、石斧、石鏃、スタンプ形石器各1点と、おそらくは早期の所産と考えられる遺物が比較的豊富に見つかり(小川 2013)。同じく谷頭部の南東、安田電研地点の北東に位置する御幸第I地点(表5集 No.11)でも、前期諸磯B式を中心に、後期堀之内式や中期の土器片が352点と多量に見つかり(表5集 No.11)。これら以外では回田町325番地地点(表5集 No.31)で、ソフトローム上面付近で13点の土器片とともに東北地方の草創期の遺跡に類例のある形態をもつ頁岩製の石鏃1点が出土しています。また、回田82番地地点(表5集 No.24)で比較的残存率の高い中期曾利系土器が、鈴木小学校北側地点(表5集 No.40)では前期諸磯C式土器の口縁部片が出土しているなど、極めて限定的な出土に留まっています。



陥穴の分布(谷奥部)



【図11】鈴木遺跡の陥穴



草創期の石鏃



早期の土器片



中期の深鉢型土器出土状況



中期の土器片

【図12】鈴木遺跡の縄文時代の遺物

### 3 古代・中世

旧石器時代末期から縄文時代初め、石神井川の水源がより下流に移ると、この地で集落が営まれることはなくなりましたが、引き続き狩猟・採取の場として用いられていました。しかし、弥生時代となり、農業が行われるようになったのちは、自然の水に乏しいこの地域は、ほとんど利用されなくなりました。現在の小平市域に相当する場所で、人のくらしや活動の痕跡が再びみられるようになるのは、7～8世紀頃になります。

日本列島に成立した古代国家は、中国大陸の唐に倣い、「律令」という法典を導入し、中央集権的な国家体制をつくりあげました。その下で、地方支配の単位となったのが「国」であり、各地で国が形成された時期は七世紀後半とみられ、現在の小平市域が含まれる武蔵国もこの頃に成立したと考えられます。それに伴い武蔵国の政治の中心となる国府が、現在の府中市に置かれたほか、聖武天皇の命により、国分寺が現在の国分寺市に創建されています。

また、これらの重要施設を結ぶ幹線道路として東山道が敷設され、その支線路の一つ、「東山道武蔵路」は小平市域を通っており、上水本町・小川町二丁目（JR 武蔵野線新小平駅西側の原島農園）・小川東町二丁目（小川団地内）の三地点で、当時の道路遺構が確認されています。

なお、小平市域では、鈴木遺跡の範囲内にある八小遺跡から、奈良時代末～平安時代（八世紀末）頃と考えられる一軒の竪穴住居の跡が見つかっています。詳細は不明ですが、この

遺跡からは布目瓦が出土しており、国分寺と何らかの関係があった可能性があります。

鎌倉時代に入ってから、東国・関東の政治的中心地となった鎌倉と各地を結ぶ道が発達し、幹線道路として栄えたのが、武蔵国を通過する上道・中道・下道の道路です。これらは近世に入ってから鎌倉街道と呼ばれ、鎌倉幕府に何か危急の事態が起こったときに、東国の御家人らが鎌倉に馳せ参じるために整備された街道でした。このうちの上道が現在の小平市域、とくに株式会社ブリヂストン技術センター／東京 AC タイヤ製造所の中から津田塾大学の東側にかけて通っていたとされます。

鎌倉街道は、鎌倉幕府の滅亡後も幹線道路として、引き続き重要な意味を持っていましたが、現在の小平市域が含まれる武蔵国南部や相模国を領国とした扇谷上杉氏が、長禄元(1457)年に河越城(現埼玉県川越市)・江戸城(現千代田区)を築城し、重視するようになると、江戸と領国内の各所に設けられた政治的・軍事的な拠点を結ぶ幹線道路が整備され、江戸を起点とした交通体系の成立にともない、現在の小平市域の辺りを南北に通る鎌倉街道上道の重要性は減退していきました。

#### 4 江戸時代

江戸時代に入ると江戸普請のために、石灰輸送を目的として江戸と青梅を結ぶ青梅街道と、薪炭輸送を目的として江戸と五日市を結ぶ五日市街道が整備されました。このことにより、多摩地域と江戸が強く結び付けられるようになりました。

道の整備とともに、武蔵野に重大な影響を及ぼしたのが、生活に不可欠な水を確保するための上水道の整備でした。江戸では、神田上水が用いられていましたが、神田上水の給水域外に城下が拡張していった結果、新たな上水が必要となり、開削されたのが玉川上水です。

玉川上水は、多摩川の水を羽村(現羽村市)で取水し、武蔵野台地を通して、その東端にある江戸に飲料水を運んだ上水道です。承応2(1653)年4月から同年11月までという短期間に、羽村から四谷大木戸(現新宿区)までの約43キロメートルにわたる用水路が開削されました。これにより、武蔵野台地での飲料水の確保が可能になり、この地に人が住める条件が整えられて、より広い範囲の武蔵野開発が可能になりました。

玉川上水が完成した2年後の明暦2(1656)年、小川九郎兵衛が玉川上水と野火止用水に挟まれた青梅街道沿いを新田開発し、小川村ができました。享保7(1722)年に八代将軍徳川吉宗が新田開発を奨励すると、それ以降、小平市域では小川新田、大沼田新田、野中新田与右衛門組、野中新田善左衛門組、鈴木新田、廻り田新田が一斉に開拓されました。

平成27(2015)年1月の鈴木遺跡発掘調査では、廻り田新田の水路跡と水田跡が検出されています。水路跡と鈴木新田にあった「鈴木田んぼ」を含めた水田跡は小支谷に沿う形となっており、かつての石神井川によって開析された地形を利用しています。

また、鈴木小学校建設時に発見された水車遺構は、「定右衛門水車」とよばれたもので、成立は不明ですが、安政2(1855)年に幕府の命で、火薬製造所に取り立てられたことがわかっています。この水車は、玉川上水からの分水に架けられ、旧石神井川流路跡を排水路(悪水堀)として利用しており、これもまた、旧態がよく保存された地形を活用したものです。後述するように、この定右衛門水車の存在が、鈴木遺跡の本格的な発掘調査のきっかけとなったことは偶然ですが、鈴木遺跡を成り立たせた、かつての石神井川によって形作られた地形が、火薬

作りに必要な高出力の水車を架設する条件を満たしたため、選ばれたともいえます。

## 5 近現代

明治22(1889)年4月1日に市制・町村制の施行により、江戸時代に開かれた7つの村が合併され「小平村」となりました。村名は、小川が最初の開拓村落であることと、地形が平らであることからつけられたといわれています。

明治27(1894)年には、川越鉄道(現・西武国分寺線)が開通し、小平に初めて小川駅ができました。さらに昭和2(1927)年に西武鉄道(現・西武新宿線)が、昭和3(1928)年には多摩湖鉄道(現・西武多摩湖線)が開通し、人の往来が容易となりました。

大正末期から学園都市を造る計画が進められ、女子英学塾(現・津田塾大学)や東京商科大学予科(現・一橋大学小平国際キャンパス)が移転してくるとともに、軍や国の施設も開設され、しだいに人口も増加していきました。

昭和19(1944)年2月11日には町制が施行され、小平町が誕生しました。当時の人口は15,595人(昭和18(1944)年12月24日時点)でした。翌年の終戦以降、静かな農村だった小平も、都市化に向けて動き出しました。住宅難の東京都心部に近かったため都営住宅が多く建てられ、大工場の誘致も進み、昭和35(1960)年に行われた国勢調査で小平町の人口は52,923人となりました。昭和37(1962)年10月1日、市制が施行され、全国で558番目、都内では11番目の市として小平市が誕生しました。当時の人口は70,634人(昭和37(1962)年1月1日時点)でした。

そして、平成24(2012)年に18万人超の市民と市制施行50周年を迎え、市制施行100周年に向けて歩みを進めています。

6 小平市の文化財

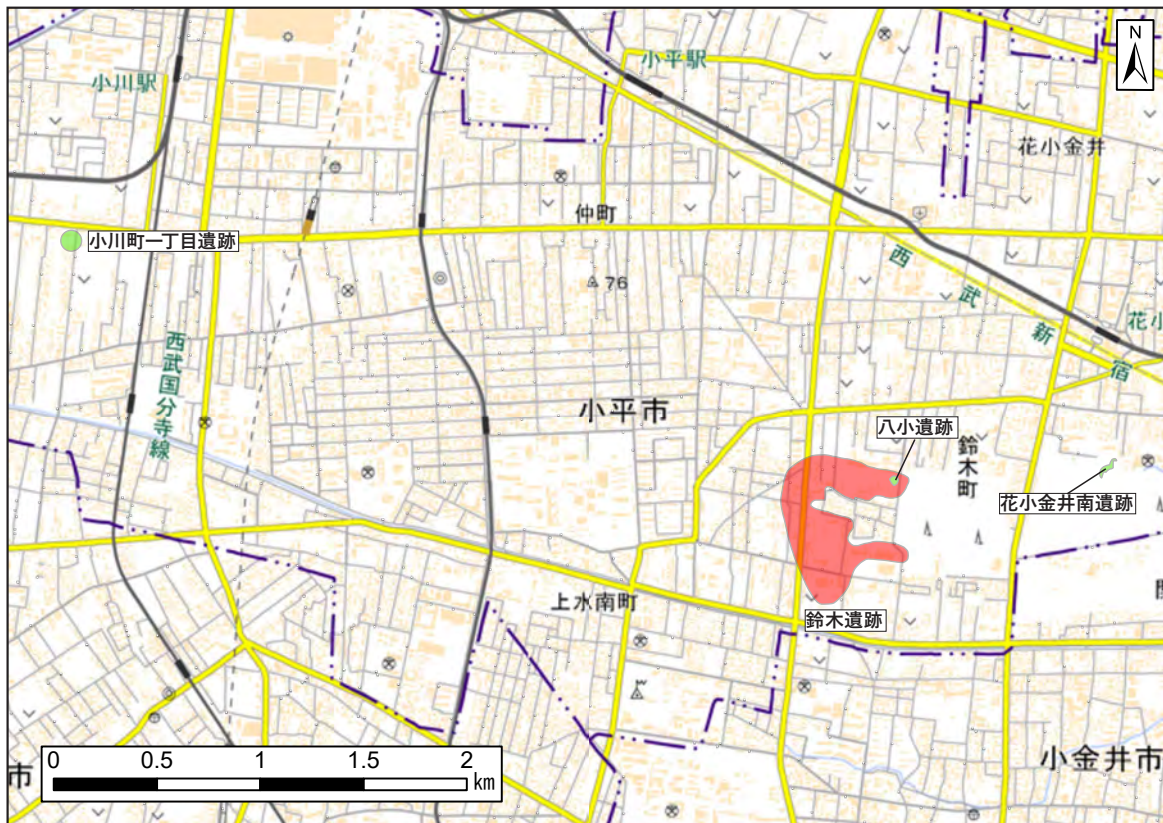


【図13】小平市の指定文化財の位置

【表3】小平市の指定文化財

区分	名称	種別	所在地
国	鈴木遺跡	史跡	鈴木町 1 - 450 他
	小金井(サクラ)	名勝	小平市他 3 市
	玉川上水	史跡	小平市他 8 市 3 区
都	小川家文書	有形文化財	小平市中央図書館所蔵
市	竹内家の大ケヤキ	天然記念物	小川町 1 - 583
	小川村開拓碑	有形文化財	小川町 1 - 2573 神明宮境内
	小川寺梵鐘	有形文化財	小川町 1 - 733 小川寺境内
	小川九郎兵衛墓	史跡	小川町 1 - 733 小川寺境内
	武蔵野乃一本榎跡	史跡	仲町 362 熊野宮境内
	延命寺庚申塔	有形民俗文化財	天神町 2 - 296 延命寺山門前
	旧小平小川郵便局舎	有形文化財	天神町 2 - 57 小平ふるさと村
	旧神山家住宅主屋	有形文化財	天神町 2 - 57 小平ふるさと村
	旧鈴木家住宅穀櫃	有形文化財	天神町 2 - 57 小平ふるさと村
	旧小川家住宅玄関棟	有形文化財	天神町 2 - 57 小平ふるさと村
	小平市八小遺跡	史跡	鈴木町 1 - 355 小平第八小学校校庭
	海岸寺山門	有形文化財	御幸町 318 海岸寺境内
	小金井桜樹碑	有形文化財	御幸町 318 海岸寺境内
	行幸松と行幸松の碑	有形文化財	御幸町 345
	當麻家文書	有形文化財	小平市中央図書館所蔵
	鈴木ばやし	無形民俗文化財	
	鈴木稻荷神社本殿覆屋の鍔絵	有形文化財	鈴木町 1-510 鈴木稻荷神社境内
	鈴木稻荷神社境内の金刀比羅社の彫刻装飾	有形文化財	鈴木町 1-510 鈴木稻荷神社境内
	高橋定右衛門墓	史跡	花小金井 8-26 円成院墓地内
	熊野宮のケヤキ	天然記念物	仲町 359 - 2・360 - 2 熊野宮境内
鈴木稻荷神社のケヤキ	天然記念物	鈴木町 1-501 - 1 鈴木稻荷神社境内	

7 小平市の埋蔵文化財包蔵地



【図14】小平市の周知の遺跡位置図

【表4】小平市の周知の遺跡

遺跡名	所在地	種別	時代	主な遺構 / 概要
小川町一丁目遺跡	小川町一丁目	包蔵地	[旧石器時代]	
八小遺跡	鈴木町一丁目	集落	[奈良時代] [平安時代]	[奈良時代～平安時代] 住居 市指定史跡-小平市八小遺跡 (昭56.1.1)
鈴木遺跡	鈴木町 回田町 御幸町	包蔵地・集落	[旧石器時代] [縄文時代(前期 ～中期)] [近世]	[旧石器時代]ユニット 礫 群 炭化物集中箇所 炉 土 坑 [縄文時代]土坑 [近世]水車 水路 暗渠
花小金井南遺跡	花小金井南町一丁目	包蔵地・集落	[旧石器時代]	[旧石器時代]礫群



## 第3章 鈴木遺跡の本質的価値

### 第1節 これまでの調査成果

#### 1 調査に至る経緯

##### (1) 「回田遺跡」の発見と調査

昭和 42 (1967) 年4月、石神井川流域を踏査していた大澤鷹瀬氏によって、現在の小平市立鈴木小学校の敷地内に相当する部分で旧石器時代の遺物が表採されました。

この大澤氏からの情報に基づき、同年夏に市内の八小遺跡の発掘調査を指導した吉田格氏と大澤氏の指導のもと、東京学芸大学考古学研究会による発掘調査が行われました。その成果は昭和 46 (1971) 年刊行の『考古学ノート』所載「資料報告小平市回田・国分寺市多喜窪・殿ヶ谷戸北遺跡の石槍」で報告され、昭和 49 (1974) 年3月発行の『東京都遺跡地図』に小平市遺跡 No.3「回田遺跡」として掲載されました。

江戸時代に開発された新田を母体とする小平市内では字名のない地域が多く、小平市では新田名に由来する町名をもって遺跡名としています。本遺跡は旧鈴木新田に所在する部分に位置していましたが、当時は遺物を発見した場所の新田名の確認が難しく、誤認により「回田遺跡」とされました。

##### (2) 鈴木小学校建設に伴う調査

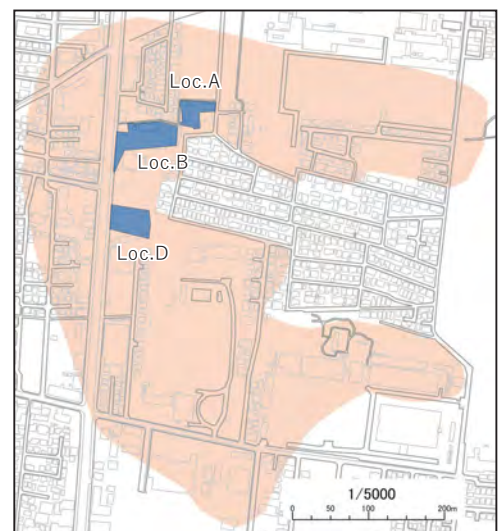
昭和 49 (1974) 年に小平市立鈴木小学校の設置に伴い、用地が買収され、重機によって掘削が行われました。その際に暗渠や水路の跡が現れたことから、当時國學院大学助教授で、小平市文化財保護審議会委員をつとめる市内在住の加藤有次氏に問い合わせが行われました。

発見された暗渠や水路跡は近世以降の水車関連遺構であるが、「回田遺跡」の報告を踏まえるとさらに旧石器時代遺跡が存在する可能性があるという回答を得たため、同年6月29日から7月1日までの三日間の期間で、埋蔵文化財に関する試掘調査が行われました。試掘調査は、最終日に旧石器時代の石器や礫群が発見され、遺跡の存在が確認されたことから本調査に移行しました。

本調査は、加藤氏を団長とした鈴木遺跡調査団により、同年8月1日から昭和 50 (1975) 年8月31日まで実施されました。調査によって、遺跡が石神井川の源流部を取り巻くように馬蹄形(C字形)に広がりをもつことが確認され、調査面積は図15に示す Loc.A、Loc.B、Loc.D の3か所合計で約 4,880 m<sup>2</sup>に及びました。



水車遺構を含む遺跡全景  
(鈴木遺跡Ⅲ(1980)より)



【図15】鈴木小学校建設に伴う調査の発掘調査位置図

(3) その後の発掘調査

昭和49(1974)年から昭和59(1984)年頃までは、都心に近いベッドタウンとして小平市の開発が急速に行われた時期であり、それに伴い、鈴木遺跡でも発掘調査が間断なく行われました。

鈴木小学校建設とほぼ同時に鈴木小学校の西側に接して都道＝都市計画道路小平2・1・3号線(通称：新小金井街道)が南北に開通することがすでに計画されていたため、小学校の建設予定地点での遺跡確認によって、都道の敷設やこれに関連する下水道工事等に先立つ発掘調査も行う必要のあることが明らかとなり、鈴木小学校地点の調査終了後の昭和50(1975)年11月から昭和55(1980)年初頭にかけて、東京都教育委員会主体による発掘調査が断続的に実施されました。また、鈴木小学校の学区域が都道の西側に広がっていたことから、小学校の校庭から都道の下を通過して西側に達する地下通学路の建設も予定されていたため、昭和57(1982)年には、この部分での発掘調査が行われました。

これら鈴木小学校とその西側の都道部分での調査とは別に、鈴木小学校の北西、都道の西に所在した防衛庁宿舎が廃されたことにより、住宅・都市整備公団による開発が計画されたため、昭和56(1981)年から昭和58(1983)年にかけて数次にわたる調査を実施し、また昭和57(1982)年には遺跡の南東部に広がる日立電子株式会社(現、日立国際電気株式会社)小金井工場でも浄化槽の設置等に伴う調査(御幸第I地点)が実施されました。

昭和59(1984)年以降は発掘調査を必要とするような開発等は一旦収束したことから、改めて国庫補助金を活用した範囲確認調査を昭和61(1986)年から平成2(1990)年まで5か年度にわたって実施しました。

平成2(1990)年後半以降、農林中央金庫小金井研修所北側擁壁地点、三共グラウンド南側道路拡幅関連地点(平成3・平成5(1991・1993)年)、国栄マンション地点(平成4(1992)年)、あおぞら福祉センター地点(平成7(1995)年)、回田町325番地地点(平成8(1996)年)と毎年のように中規模の調査を実施する時期が続きました。この時期には国庫補助金による範囲確認調査も市内遺跡と名称を改め、東山道武蔵路など鈴木遺跡以外の確認調査も併せて実施しましたが、平成9(1997)年以降、平成23(2011)年まではまとまった調査は再び行われなくなり、国庫補助金による確認調査を中断する時期もありました。

その後、平成24(2012)年には御幸第II地点、平成25(2013)年には鈴木町一丁目390番6地点、平成26・27(2014・2015)年には回田町326番地地点と比較的まとまった面積の開発に先立つ発掘調査が続きましたが、再び小規模な確認調査が遺跡の周辺部を中心に年1、2回程度行われています。

そうした中で、平成31(2019)年1月から3月まで行われた鈴木小学校正門前の調査は、老朽化した擁壁の撤去新設に伴って実施されたもので、規模は大きくないものの、遺跡の中心部に比較的近い地点で行われたもので、多数の遺物や礫片が出土し、旧地形に関する新たな知見も得られました。

これらの調査は、鈴木小学校での本格的な調査の時点では未知であった遺跡の面的な広がりや時間的奥行を示すとともに遺跡のもつ中枢的な役割や、遺跡の価値を次第に解き明かしていくものとなりました。

以下、既往調査の概略と成果を略述します。

## 2 調査の概要

鈴木遺跡の発見から、現在に至るまでに92次、約22,820㎡に及ぶ発掘調査が行われ、鈴木遺跡以外の地点を含め、小平市内を対象とした発掘調査報告書は60冊刊行されています。その概要は以下の通りです。

【表5】小平市内の発掘調査報告書

集No.	報告書名	刊行年	調査地点	調査年
1	鈴木遺跡 (概報)	1975	鈴木小学校	1974～1975
2	鈴木遺跡 遺跡範囲確認調査報告書	1976	鈴木小学校	1975～1976
3	鈴木遺跡 遺跡範囲確認調査報告書	1976	都道2・1・3号線	1976
4	鈴木遺跡 流域下水道建設工事にともなう緊急発掘調査報告書	1976	都道2・1・3号線	1975～1976
5	鈴木遺跡 流域下水道建設工事にともなう緊急発掘調査報告書(その2)	1976	都道2・1・3号線	1976
6	鈴木遺跡Ⅰ 都市計画道路小平2・1・3号線内	1978	都道2・1・3号線	1976～1977
7	鈴木遺跡Ⅱ 都市計画道路小平2・1・3号線内	1980	都道2・1・3号線	1978～1979
8	鈴木遺跡Ⅲ 小平市立鈴木小学校内	1980	鈴木小学校	1974～1975
9	鈴木遺跡Ⅳ 都市計画道路小平2・1・3号線内	1981	都道2・1・3号線	1979～1980
10	鈴木遺跡 住宅・都市整備公団用地内緊急発掘調査報告書	1982	住宅公団	1981
11	鈴木遺跡—御幸第Ⅰ地点—	1982	御幸第Ⅰ地点	1982
12	鈴木遺跡 「エステート小平鈴木町」関連道路築造に伴う緊急発掘調査報告書	1983	住宅公団	1983
13	鈴木遺跡Ⅴ 小平市立鈴木小学校地下通路	1984	鈴木小学校地下通路	1983～1984
14	鈴木遺跡 範囲確認調査報告書—昭和61年度—	1986	旧資料館西隣	1986
15	鈴木遺跡 範囲確認調査報告書—昭和62年度—	1987	①農林中金南	1987
			②日鉦マンション北	1987
16	鈴木遺跡 範囲確認調査報告書—昭和63年度—	1988	①田無用水北	1988
			②三共グラウンド西側	1988
			③八小校庭西側	1988
17	鈴木遺跡 範囲確認調査報告書—平成元年度—	1989	①田無用水南	1989
			②八小校庭東南角	1989
18	鈴木遺跡 範囲確認調査報告書—平成2年度—	1991	①農林中金南	1990
			②農林中金西隣	1990
			③農林中金北側斜面	1990
19	市内遺跡発掘調査報告書—平成3年度—	1992	三共グラウンド南西側	1991
20	市内遺跡発掘調査報告書—平成4年度—	1993	①日鉦マンション予定地	1992
			②国栄マンション予定地	1992
			③エステート東側	1992
			④あおぞら福祉センター北側	1992
			⑤エステート東側	1992
			⑥農林中金テニスコート	1974
			⑦日立電子和敬寮	1981
21	鈴木遺跡 農林中央金庫研修所北側道路地点	1993	農林中金北側斜面	1990～1991
22	市内遺跡発掘調査報告書—平成5年度—	1994	①日立電子和敬寮東隣	1993
			②農林中金西隣	1993
			③あおぞら福祉センター北側	1993
			④三共グラウンド北側	1993
			⑤小平市役所新庁舎	1980
23	鈴木遺跡緊急発掘調査報告書—平成5年度—	1994	①井手邸	1993
			②三共グラウンド西北側研修所	1993
24	市内遺跡発掘調査報告書—平成6年度—	1995	①回田82番地地点	1994
			②新邸	1994
			③回田82番地地点	1994
25	市内遺跡発掘調査報告書—平成7年度—	1996	①現資料館北側	1995
			②農林中金北隣	1995
			③旧資料館東側	1995

第3章 鈴木遺跡の本質的価値

26	鈴木遺跡VI 福祉関連施設建設予定地	1997	あおぞら福祉センター予定地	1995
27	市内遺跡発掘調査報告書—平成8年度—	1997	①八小南側	1998
			②旧資料館東側	1996
			③日立電子和敬寮南隣	1996
			④回田325番地地点	1996
28	市内遺跡発掘調査報告書—平成9年度—	1998	①現資料館西側	1997
			②都民銀行グラウンド東側	1997
			③旧資料館東側	1995～1997
29	鈴木遺跡緊急発掘調査報告書—平成9年度—	1998	C O - O P 予定地	1997
30	市内遺跡発掘調査報告書—平成10年度—	1999	①旧資料館	1998
			②農林中金南	1998
31	鈴木遺跡 回田町325番地地点	1999	回田325番地地点	1998
32	市内遺跡発掘調査報告書—平成11年度—	2000	①現資料館	1999
			②旧資料館西側	1999
33	鈴木遺跡緊急発掘調査報告書—平成11年度—	2000	回田401番地地点	1999
34	市内遺跡発掘調査報告書—平成12年度—	2001	①三共グラウンド南東側	2000
			②鈴木小北側	2001
35	市内遺跡発掘調査報告書—平成13年度—	2002	現資料館南側	2001
36	市内遺跡発掘調査報告書—平成14年度—	2003	鈴木小北側	2003
37	市内遺跡発掘調査報告書—平成15年度—	2004	日立電子和敬寮南隣	2003
38	鈴木遺跡 三共株式会社小平寮グラウンド南側道路拡幅地点	1994	三共グラウンド南側道路拡幅	1991～1993
39	鈴木遺跡 国栄マンション地点	1995	国栄マンション予定地	1992
40	市内遺跡発掘調査報告書—平成16年度—	2005	①鈴木小北側	2004
			②鈴木小北側	2004
41	市内遺跡発掘調査報告書—平成17年度—	2006	日立電子和敬寮南隣	2005
42	市内遺跡発掘調査報告書—平成18年度—	2007	日立電子和敬寮南隣	2006
43	市内遺跡発掘調査報告書—平成19年度—	2008	①現資料館	2006
			②NTT東住宅南縁	2007
44	市内遺跡発掘調査報告書—平成20年度—	2009	①プリヂェストン東京工場北縁	2008
44	市内遺跡発掘調査報告書—平成20年度—	2009	②花小金井南中学校校庭	2009
45	小平の教育 平成21年度	2010	現資料館南側	2009
46	小平の教育 平成22年度	2011	三共グラウンド南側	2010
47	鈴木遺跡 御幸第II地点1次調査概要報告書	2011	日立国際電気構内	2011
48	鈴木遺跡 ヤオコー回田町地点発掘調査 概要報告書	2012	ヤオコー予定地	2011
49	市内遺跡発掘調査報告書—平成24年度・鈴木遺跡—	2013	日立国際電気構内	2011
				2012
50	鈴木遺跡 御幸第II地点	2014	日立国際電気構内	2012
51	鈴木遺跡 回田町303-2他地点	2014	現資料館南側	2013
52	鈴木遺跡 鈴木町一丁目390番6地点	2015	三共グラウンド南側	2013
53	市内遺跡発掘調査報告書—平成26年度・鈴木遺跡—	2015	農林中金グラウンド部分	2014
				2014
54	鈴木遺跡 回田町326番地地点	2016	農林中金グラウンド部分	2015
55	鈴木遺跡 鈴木町一丁目490番地地点	2016	日立電子和敬寮	2014～2016
56	花小金井南遺跡	2016	NTT東住宅南側	2015
57	鈴木遺跡 鈴木町一丁目327番地地点 鈴木町一丁目438番地地点	2021	①鈴木小学校正門前北側	2019
			②鈴木小学校正門前南側	2019
58	鈴木遺跡発掘調査総括報告書	2020	—	—
59	市内遺跡発掘調査報告書—令和元年度・鈴木遺跡—	2020	①回田町271番地	2018
			②鈴木小学校正門前	2019
			③第八小学校増築	2019～2020
60	市内遺跡発掘調査報告書—令和3年度・鈴木遺跡—	2022	①第八小学校ELピット	2021
			②あおぞら福祉センター北側	2021

※網掛けは鈴木遺跡以外の調査地点



【図16】 鈴木遺跡の発掘調査地点

### 3 調査の成果

これまでに鈴木遺跡では、旧石器時代の主な遺構として、石器集中部 188 か所（谷奥部）、礫群 302 か所、炉穴 3 か所、炭化物片集中 222 か所、主な遺物として石器 44,203 点（細石刃、尖頭器、ナイフ形石器、スクレイパー、石核、剥片、碎片など）、礫 77,852 点が発見されています。またそれ以外にも、縄文時代の主な遺構として、陥穴、小炉穴、主な遺物として縄文土器片（早期～後期）、石器（石鏃、打製石斧、石皿、磨石、石皿など）、近世の遺構として水車跡、水田跡、水路跡などが発見されています。鈴木遺跡の発掘は長期にわたるため、報告書では遺物・遺構、層準等の表記がさまざまであり、これら进行分析・検討を行うのに不都合でした。そのため、総括報告書を作成する際に、分析・検討を行い新たな知見を示すために、統一した基準のもとに提示し直しました。

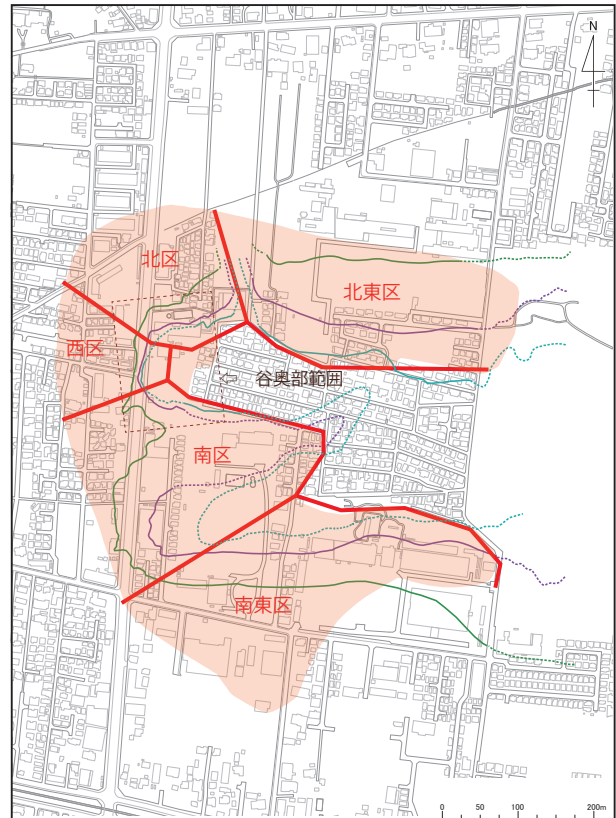
提示に当たっては、次の通り地区区分を行いました。かつての水源部である「谷奥部」を中心に、「周辺部」を南側支流や、地下水脈によって形成された小さな谷地形などの特徴に基づいて、遺跡全体を北東から時計回りに「北東区」「北区」「西区」「南区」「南東区」の5区に区分しました。

このうち「北区」、「西区」、「南区」は旧石神井川本流の谷頭部に位置し、おびただしい石器集中部が抽出された「谷奥部」が所在します。小学校地点の調査の際確認された北西から南東、南西から北東に向かう二筋の小さな谷地形によって区画され、「北区」には4点の石斧が1か所にまとまってみつかるとともに、デポと呼ばれる出土状況を示す石器集中部があります。またここには調査のきっかけとなった江戸時代の水車遺構がありました。「西区」と「南区」には、後期旧石器時代初頭の特徴の一つである、環状ブロック群の存在をうかがわせる石器集中部の配置が見られます。また南区では、Loc.Dと呼ばれる調査地点で、礫群が面的に広がって確認され、鈴木遺跡の拠点集落としての様相を示す出土状況が見られました。このように、「北区」、「西区」、「南区」の3区は鈴木遺跡を特徴づける遺物や遺構が集中的に確認された部分であると言えます。

なお「北区」と「北東区」の境界は、微地形から推定されていましたが、平成 31 (2019) 年に行われた鈴木小学校正門前の鈴木町一丁目 438 番地地点（表 5 集 No. 57）において北西から南東に向かう谷地形として確認することができました。また「南区」と「南東区」は、旧石神井川の南側支流によって区画されます。この支流の存在は、明治 13 年測量の迅速測図に描かれた水田の形からその存在が推定されていましたが、平成 26 (2014) 年に旧農林中央金庫グラウンド部分で行われた鈴木町一丁目 326 番地地点での発掘調査（表 5 集 No. 54）において確認されました。

#### (1) 文化層

文化層とは、ほぼ同時期に営まれた人間活動の痕跡が地層の中に層をなすように見つかるも



【図 17】鈴木遺跡の地区区分

のを指します。鈴木遺跡では遺跡範囲内で最も広範囲に調査が行われ、遺物が高密度に出土している谷奥部の遺物を対象として、出土石器の三次元的な位置情報に基づいて石器集中部（ブロック）を設定し、各集中部の垂直分布の幅や、構成する石器の技術形態学的な特徴を勘案して、鈴木遺跡全体に通有する区分としての「文化層」を設定しました。

鈴木遺跡の文化層は、Ⅲ層からⅩ層までの立川ローム層の中に12枚の文化層が確認されています。鈴木遺跡の文化層は下の通りです。鈴木1文化層が最も新しい層で、鈴木12文化層が最も古い層になります。

この12枚という文化層の数は、旧石器時代の遺跡の中でも飛びぬけて多く、鈴木遺跡の特徴となっています。水源の少ない武蔵野台地にあるなかで、現在の石神井川の水源部があったため、後期旧石器時代を通して、間断なく人々が繰り返し訪れていたことがこの12枚の文化層に反映されているのです。

### 鈴木1文化層

細石刃石器群を中心とした石器群

### 鈴木2文化層

尖頭器石器群を中心とした石器群

### 鈴木3文化層

終末期ナイフ形石器を中心とした石器群

### 鈴木4文化層

石刃を素材とするナイフ形石器を中心とした石器群

### 鈴木5文化層

幅広剥片を素材とするナイフ形石器を中心とし、小型の角錐状石器を伴う石器

### 鈴木6文化層

幅広剥片を素材とするナイフ形石器を中心とし、角錐状石器を伴う石器群

### 鈴木7文化層

ナイフ形石器を中心とし、大型の角錐状石器を伴う石器群

### 鈴木8文化層

石刃素材の二側縁加工ナイフ形石器を中心とした石器群

### 鈴木9文化層

ナイフ形石器・台形様石器を中心とした石器群

### 鈴木10文化層

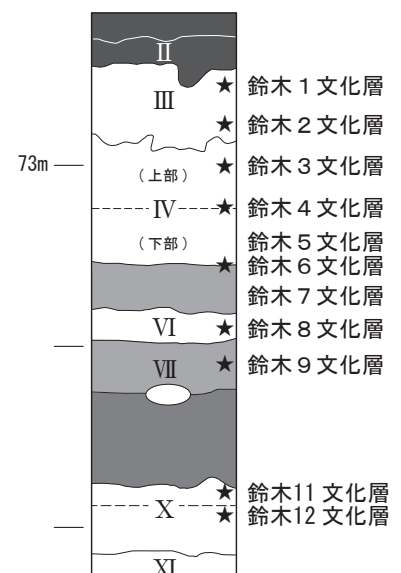
ナイフ形石器・台形様石器を中心とし、局部磨製石斧を伴う石器群

### 鈴木11文化層

局部磨製石斧を伴う小型剥片石器群

### 鈴木12文化層

局部磨製石斧を伴う小型剥片石器群



【図18】鈴木遺跡文化層と立川ローム層

## (2) 礫群

礫群は数点から数百点の礫が1か所に集められた旧石器時代の数少ない遺構の一つです。構成礫の中には、火を受けて焼けたと思われる痕跡を持つものが多いことから、石焼料理ないし石蒸し料理に使用された、いわば調理場の跡と考えられています。礫の底面が平面的に広がることから、掘り込みを伴わず、当時の生活面を示すものと考えられます。

類似の遺構として配石と呼ばれる、比較的少数の礫からなる遺構も報告され、皮革をテント状に張った遺構の「裾押さえ」として利用された可能性が指摘されています。このため被熱していない礫から構成されるものを配石とする場合もありますが、上記礫群の礫が抜き取られて再利用される場合も考えられるなど、構成礫の数を含め礫群と区分する基準が明確でなく、そのため既刊発掘調査報告書の中にはこれを区別しない、と明記したものもあることから、ここでは礫群に含めて論ずることにします。

以下、鈴木遺跡において報告された礫群の時空間的な分布の様相について、便宜的に上位の鈴木1文化層～鈴木4文化層までと、下位の鈴木5文化層～鈴木12文化層までに分けて概観します。ただしこれら礫群を構成する個々の礫の被熱の有無や程度、破損状況、スス、タール類の付着の有無や程度、接合関係、石材についての検討は割愛しています。

なお、面的に立川ローム基底部まで掘り下げを行った谷奥部においては複数の礫群の空間的な配置が明瞭に示され、また石器集中部との平面及び垂直方向での有機的な関連が伺われるものもあるところから、すべての礫群についてその広がりや位置を基本的に楕円形で表示し、文化層毎に色分けして表示しました。このうち『鈴木遺跡Ⅲ』の報告対象となった鈴木小学校地点 Loc.B 及び Loc.C に関しては、発掘調査報告書では写真図版での提示を除けばほとんど言及がなく、付図に一部接合関係が示されているものの、微細図や礫群番号などの詳細は明示されていません。このため、保存されていた発掘調査時の図面から新たにこれを復元しました。

一方谷奥部以外の周辺部における発掘調査で確認された礫群については、既刊発掘調査報告書の記載に基づいて、全調査区の図に楕円の記号で推定される文化層を色分けして、表に示しました。

これらにおいて、文化層が複数にまたがり、分離が困難と考えられるものの色分けについては、一番下の文化層をもって表現しています。

文化層分離を行った谷奥部において、文化層ごとの石器集中部と礫群の位置関係を見ると、上位の鈴木1～6文化層では半数ほどが石器集中部と一致しますが、鈴木4文化層及び鈴木7文化層以下では全く認められない、という偏差が確認され、礫群によって示される人間活動のあり方と、石器集中部によって示される人間活動のあり方との間の差異が存在することが示唆されました。

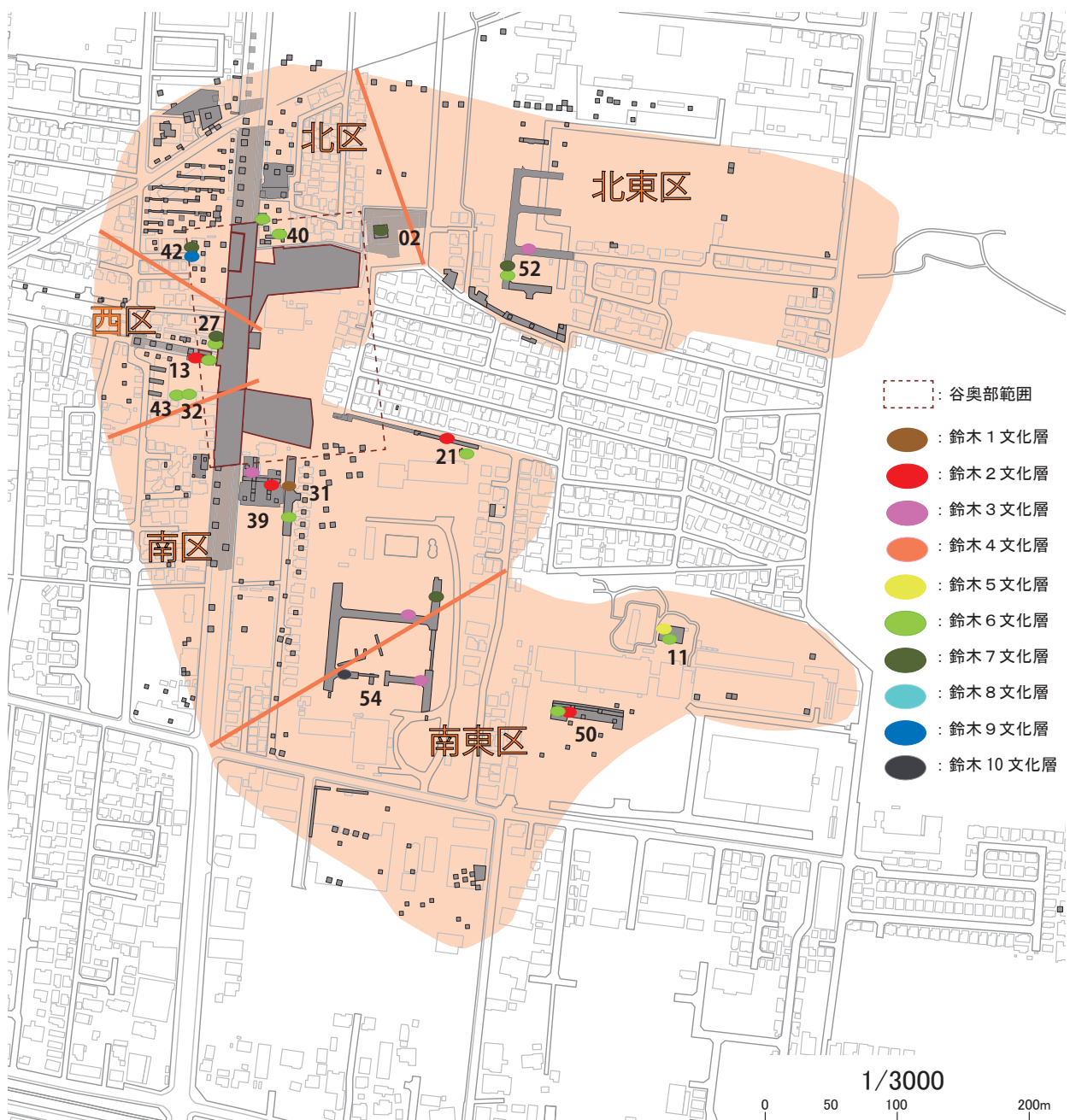
今後、礫そのものの自然科学的な分析などを進めていきます。



【表6】文化層別の礫群数

文化層	地区	周辺部	谷奥部	周辺部	谷奥部	周辺部	谷奥部	周辺部	周辺部	合計
		北東区	北区	北区	西区	西区	南区	南区	南東区	
鈴木1文化層							1		1	2
鈴木2文化層					1	3	2		6	12
鈴木3文化層		4	7					3	2	16
鈴木4文化層			8		8			20		36
鈴木5文化層			23		75			25		123
鈴木6文化層			7	4	6	4	7		1	29
鈴木7文化層		1	2	2	1	1	24			31
鈴木8文化層			3		1		3			7
鈴木9文化層				1	5		4			10
鈴木10文化層					2		1		1	4
鈴木11文化層										0
鈴木12文化層										0
合計		5	50	7	99	8	87	11	3	270

※このほか、文化層の比定が困難であったものが32基あります。



【図19】周辺部礫群配置図

(3) 石材組成の様相

ここでは、文化層分離を行なった谷奥部を中心とする地点において集中部を構成する石器19,769点を対象に、鈴木1～12文化層ごとの石器石材の様相について概観します。

もっとも、文化層ごとの母数となる石器点数に大きな偏差があり、最大の鈴木6文化層が4,887点、最小の鈴木11文化層が48点と、100倍以上の開きがあるため、百分比を用いて、その傾向をうかがうこととします。

石材については基本的に報告時のものを採用しますが、そのうちの黒曜石、安山岩、珪岩(チャート)、頁岩、珪質頁岩、粘板岩、凝灰岩、凝灰角礫岩、砂岩、花崗岩、玉髓(メノウ)、ホルンフェルスの主要12種を対象とし、表中などではそれぞれ黒曜、安山、珪岩、頁岩、珪頁、粘板、凝灰、凝角、砂岩、花崗、玉髓/メノウ、ホルンと一部省略して表記することとします。なお、それ以外の希少な石材については「その他」として一括しました。

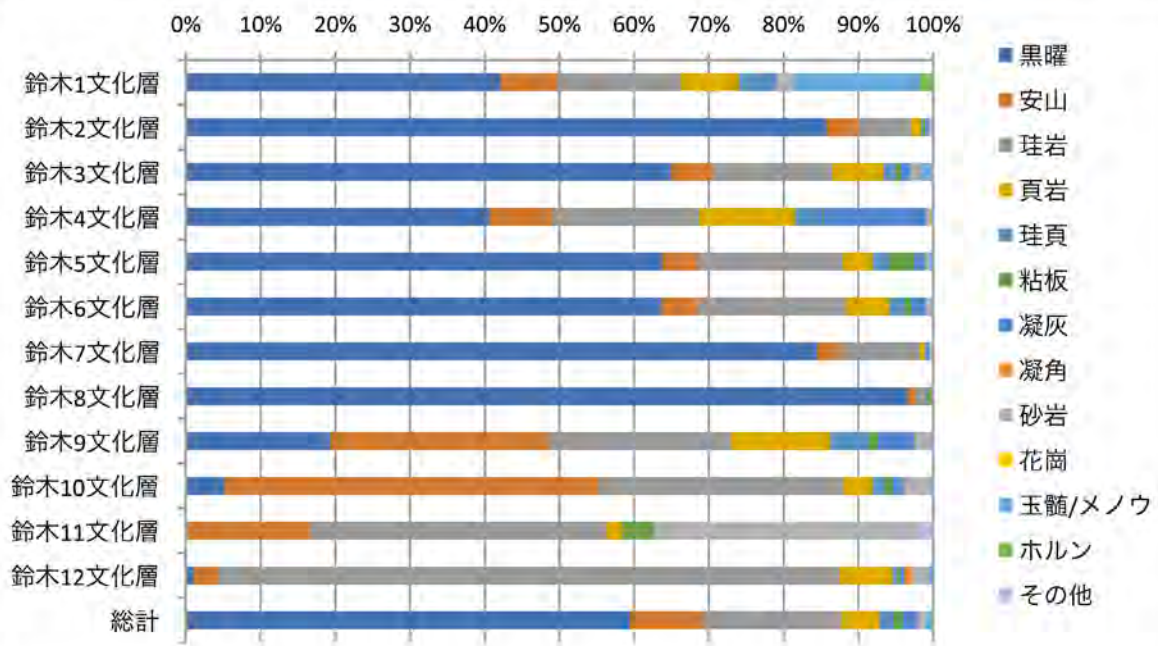
黒曜石、安山岩、珪岩、頁岩の4種の石材がほぼ普遍的に見られる石材であり、この4種の合計は80%から95%程度で推移しています。その例外は鈴木1文化層の75%、鈴木11文化層の58%であり、前者は玉髓/メノウ、後者は砂岩が他の文化層に比して卓越することによるものです。鈴木1文化層の玉髓/メノウは、特徴的な同一母岩の碎片からなる集中部が伴うためであり、鈴木11文化層の砂岩は、母数が48と極めて少ない中に、石斧とその製作時の剥片類が含まれていることによるものと考えられます。

試みにこれを除いて百分比をとると、全ての文化層で、上記4種の石材が80%から95%を占め、この4種の石材が、文化層によってその多寡は異なるものの、補完的に石器石材を構成しているということが出来ます。

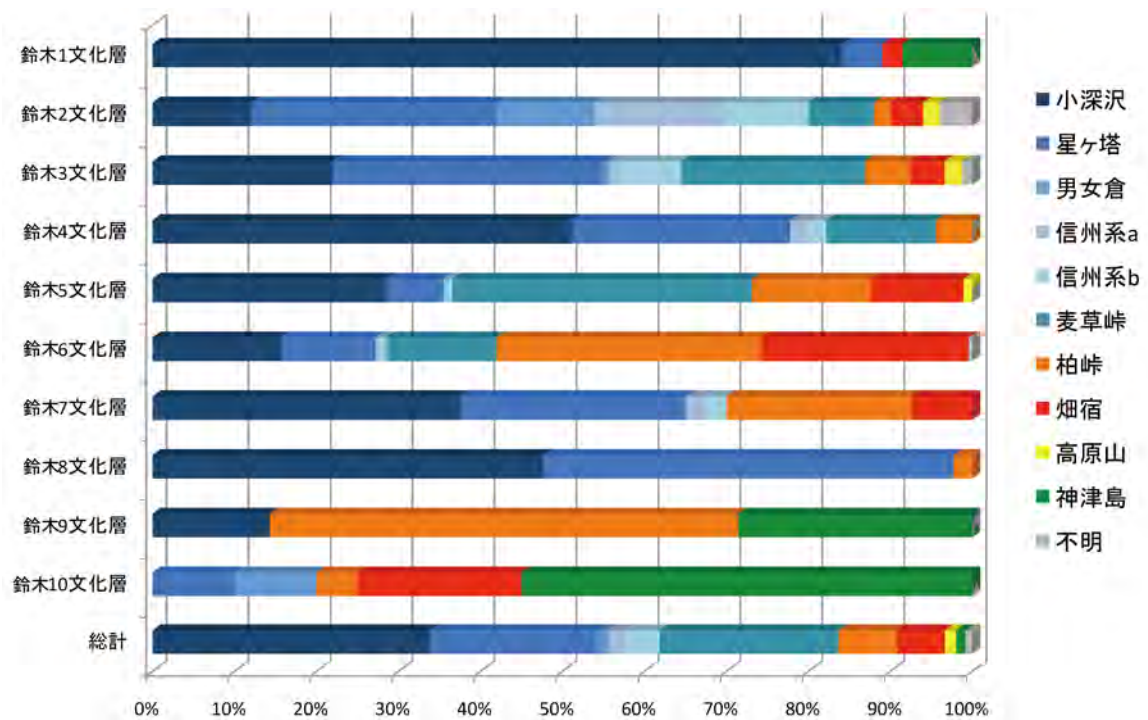
鈴木遺跡におけるもっとも特徴的な石材である黒曜石については、蛍光X線分析という手法を用いて、報告書で図が示された石器1,563点についてその産地を推定し、鈴木1文化層から鈴木10文化層までの動態をも提示することができました(グラフ5)。

この結果を見ると、後期旧石器時代前半の鈴木9文化層までは伊豆・箱根および神津島産が主体であったものが、鈴木8文化層以降は鈴木6文化層を除くすべての文化層で信州産が卓越するようになる一方で、鈴木9文化層以降姿を消していた神津島産が鈴木1文化層で再び出現するようになります。また日光山地の高原山産の石材は、鈴木5, 3, 2文化層でわずかに見られます。

旧石器時代の初めから終わりまで12枚もの文化層の形で連綿と遺物が遺されていることと、黒曜石が多数見つかるという鈴木遺跡の特徴によって、当時の人々の石材獲得の様相の一端をうかがい知ることができました。



【グラフ4】文化層別石材組成の様相



【グラフ5】文化層別 黒曜石の推定産地の割合

## 第2節 鈴木遺跡の本質的価値

これまでの調査成果から、鈴木遺跡は後期旧石器時代集落の成立や立地、機能を考える上で重要であり、わが国における旧石器時代を研究する上で欠くことのできない内容をもつ大規模遺跡である事が明らかとなっています。これらを鈴木遺跡の本質的価値として整理すると、下記の4項目が挙げられます。

### 1 関東を代表する後期旧石器時代の大規模集落遺跡

周知の遺跡としての鈴木遺跡の面積は約 22 万㎡に及び、旧石器時代の遺跡としては都内最大級の面積を占めています。遺跡からは石器約 44,000 点、礫約 78,000 点、総計約 122,000 点を超える遺物が出土し、面積や出土遺物の点数だけでも大きな遺跡であることがわかりますが、12 枚に及ぶ文化層の存在や黒曜石石材の高い比率、多数の石斧やおびただしい数の石器集中部、礫群などからも、わが国における旧石器時代を研究する上で欠くことのできない内容をもつ大規模集落遺跡であることが示されました。

これは、自然の水資源に乏しい武蔵野台地の中央部にあって、河川の源流部遺跡として繰り返し利用されてきたことによるものですが、その結果、当時の南関東で拠点的な役割を果たす遺跡であったと考えることができます。

### 2 石器の形状からわかる人々の暮らしの変遷

鈴木遺跡には後期旧石器時代最古の石器群から終末期の石器群までが立川ロームの最下層から最上層の中に 12 枚の文化層（同じ時期に属すると思われる遺物が層をなしたまとまり）の形で見つかっており、この遺跡が後期旧石器時代を通じて連綿と利用されてきたことをうかがわせます。つまり、日本列島に最初にやってきた人々の暮らしの遷り変りを、この遺跡から見つかった石器の形でたどることができるのです。

### 3 遠隔地から来た石材

現在の鈴木小学校や新小金井街道の建設予定地を中心として、立川ロームの最下層から最上層に至る出土石器の3次元的な位置情報を、垂直分布、石器の様相、旧地形を加えて整理・検討することにより、当時の人々の生活の痕跡と考えられる 188 か所もの石器集中部を抽出することができました。また、調理場の跡とされる 302 か所の礫群に関しても、その位置や範囲、出土層位（自然層）を示し、上記の石器集中部や炭化物片集中部との位置関係を明らかにすることで、当時の人々の暮らしの様子をうかがうことができました。

また、周辺の遺跡に比べて、鈴木遺跡から出土した石器石材中に占める黒曜石の割合が大きく、全体で 6 割を占め、黒曜石の石器 1,563 点について蛍光 X 線分析による産地推定を行い、それらを文化層や抽出された石器集中部の中に落とし込むことで、当時の遠隔地石材獲得の実態の一端をより具体的に明らかにすることができました。

#### 4 後期旧石器時代の人々の営みがわかる良好な地形

遺跡は、現在石神井川と呼ばれている河川の、かつての流路の源流部を取り巻くように広がっています。そして、これまでの発掘調査や地形の観察から、石神井川のかつての谷頭部や流路に向かう小支谷や支流の痕跡が確認され、これらによって遺跡が空間的に、北東区、北区、西区、南区、南東区、5つの区に区分され、石器集中部や礫群の配置なども、これに規制されていることが明らかになりました。縄文時代になる直前に水源が東方に移ってしまう流路短縮と呼ばれる現象が生じたため、水源から離れたこの地は、住む場所としては利用されなくなりました。しかし狩猟採集を生活の基盤としていた縄文時代の人々にとって、起伏に富んだ遺跡周辺は絶好の狩りの場として利用されていたようで、数多くの落とし穴が見つかっています。その後生活の基盤が農耕に移ると、この付近はほとんど利用されることのない原野となりました。わずかに、カヤの刈り取りなどを目的とした作業小屋的な古代の竪穴住居と思われるものが遺跡の範囲内で見つかっていますが（八小遺跡）、再び人々の本格的な暮らしが見られるのは、江戸時代中期の武蔵野新田開発期以降になります。

鈴木遺跡での本格的な調査のきっかけとなった水車遺構は、玉川上水から鈴木新田の水田まで引かれた田用水（鈴木新田北側田用水）に架けられた水車の水路などの跡ですが、水田や水路を含め、いずれも旧石器時代の鈴木遺跡を育んだ石神井川の源流とその流路が地形的な要因となっています。

鈴木遺跡で本格的な調査が始められる以前の遺跡周辺は、大部分が農地で、わずかに小規模な店舗や宅地、企業の研修所が点在する程度でした。本格的な調査の原因となった鈴木小学校の建設以降、その西側の新小金井街道の敷設や、店舗や事務所、集合住宅の建設、大規模な住宅地の造成などが行われるようになっていきましたが、鈴木遺跡の存在が確認されていたため、事前に試掘調査を行ったり、予め遺跡の範囲を確認する調査などを行ったりして、遺物を濃密に包含する部分を避けるように計画変更を求める等遺跡の調査・保護を行ってきました。

そのため、後世に一部が改変されているものの、石神井川のかつての谷頭部や流路に向かう小支谷や支流の痕跡等の鈴木遺跡の地形的な特徴が、現在でも道路面や、住宅の屋根の上端に反映する地表面の凹凸により、中央が半島状に突出した東に開くC字型（馬蹄形）の形状として遺存し、容易に観察することができます。

このように、後期旧石器時代の始まる前にすでに存在した、かつての石神井川源流部とそれによって開析された地形が、後期旧石器時代のきわめて古い段階から新しい段階まで連続と利用されてきた要因であり、遺跡を大規模かつ拠点集落として成り立たせた要因であったとも言えます。

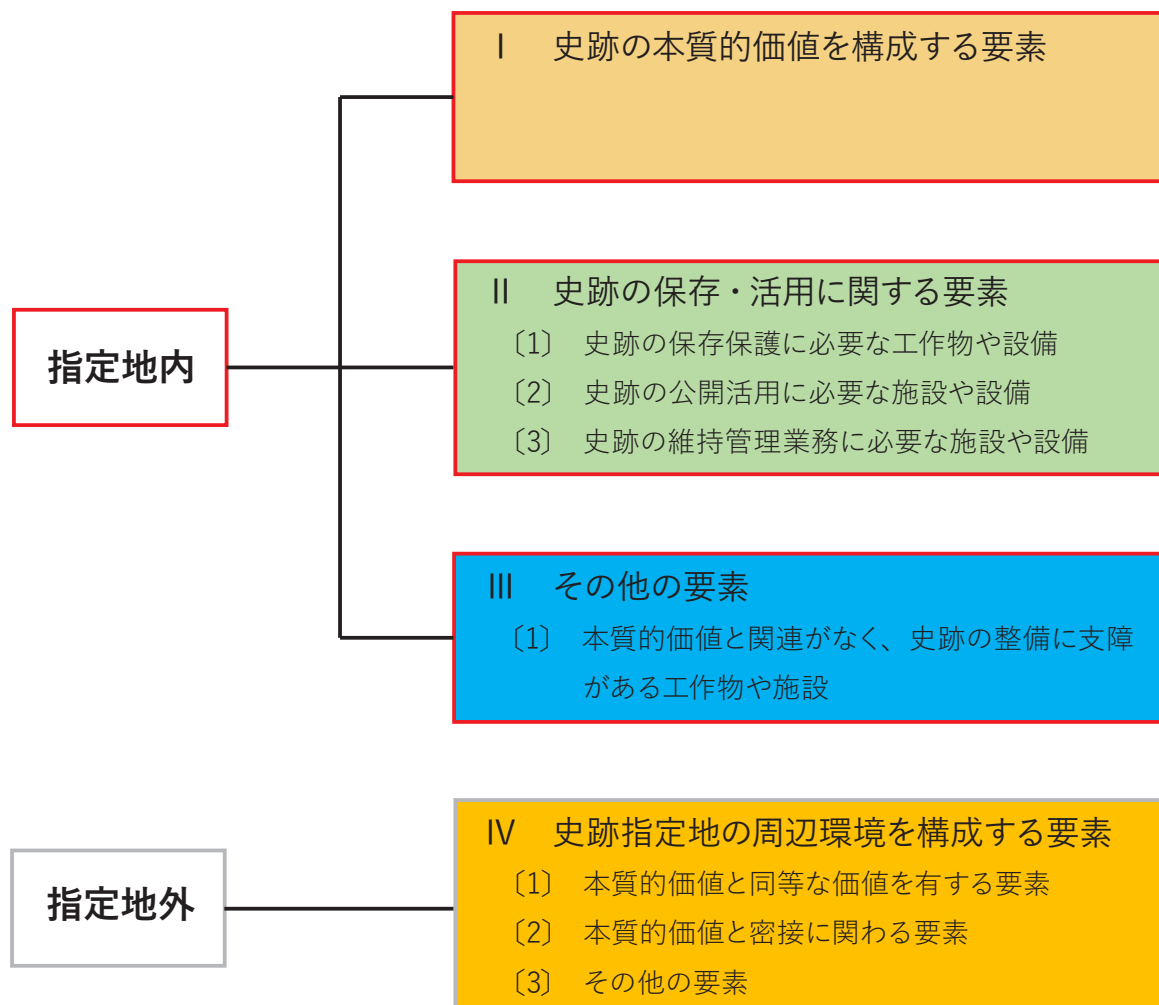
さらにこうした性格を帯びた鈴木遺跡は、比較的多くの人数が一時的にせよ集住したと考えられることから、当時の社会の中で貴重な石材であった黒曜石の獲得と分配にも重要な役割を果たすことになったと考えられます。

### 第3節 鈴木遺跡を構成する諸要素

ここでは、史跡としての鈴木遺跡と、これを取り巻く地域において、鈴木遺跡を成り立たせている様々な要素を整理し、鈴木遺跡の保存や活用に向けて、適切な方策を講じていくための検討を行います。

鈴木遺跡は、様々な遺構・遺物によって成り立っています。それらについて鈴木遺跡を構成する諸要素として下記のとおり区分します。

- I 史跡の本質的価値を構成する要素
- II 史跡の保存・活用に関する要素
- III その他の要素
- IV 史跡指定地の周辺環境を構成する要素



【表7】鈴木遺跡を構成する諸要素

I 本質的価値を構成する要素	
史跡を構成する要素	具体的な要素
① 関東を代表する後期旧石器時代の大規模集落遺跡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都内最大級の遺跡面積</li> <li>・ 4万点を超える出土石器</li> </ul>
② 日本列島に現生人類が出現して以来、後期旧石器時代全般を通じて拠点集落として機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後期旧石器時代初頭から終末期までの石器文化の様相を示す12枚の文化層</li> <li>・ 抽出された多数の石器集中部</li> <li>・ 多数の礫群と炭化物片集中部</li> </ul>
③ 後期旧石器時代後半期の当時の人々の移動や交流、生業活動や集団関係等を推定できる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遠隔地石材としての黒曜石の高い比率</li> <li>・ 蛍光X線分析による石材産地の推定</li> <li>・ 局部磨製を含む多数の石斧</li> <li>・ 台形様石器、尖頭形石器</li> <li>・ 環状ブロック群の存在</li> </ul>
④ 現在でも後期旧石器時代の集落が営まれたころの地形を良好に留めている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地層標本</li> <li>・ 旧石神井川によって開析された源流部の地形（武蔵野団地と周囲の高低差など）</li> <li>・ 縄文時代、古代の遺構、遺物</li> <li>・ 近世後半以降の水車水田関連遺構、遺物</li> </ul>

II 史跡の保存・活用に関する要素	
〔1〕 史跡の保存保護に必要な工作物や設備	鈴木小学校保存区、鈴木遺跡資料館用地、鈴木町1丁目390番地保存区、保存管理等用地
〔2〕 史跡の公開活用に必要な施設や設備	鈴木遺跡資料館、文化財解説看板、案内サイン
〔3〕 史跡の維持管理業務に必要な施設や設備	保存管理等用地、1丁目390番地保存区外周の擁壁

III その他の要素	
〔1〕 本質的価値と関連がなく、史跡の整備に支障がある工作物や施設	旧農林中央金庫施設の残存基礎、排水管、水道管、畑、学校、公園、道路、電柱・電線、境界柵、植栽樹木、カーブミラー等

IV 史跡指定地の周辺環境を構成する要素	
〔1〕 本質的価値と同等な価値を有する要素	地形（古地図、古文書を含む）
〔2〕 本質的価値と密接に関わる要素	景観、植生
〔3〕 その他の要素	畑、民家、道路、電柱・電線、水道管、境界柵、植栽樹木、カーブミラー等